清脇銘

大正十年十月上浣起筆

九

特別
14
1919
340

清略録九

大正十年十月上浣起草

清城文庫

○つゝ正秋の東海道京都三四村に名岩津と称する所平維茂の遺蹟なり、今の磐城線五十嵐駅なる十所三一寺なり平等寺といふ維茂の墓なり、又薬師堂あり其中に維茂の墓あり、又薬師の本尊あり其の胴内に天正年号の墨書あり、仏像なりと云ふ、金堂なりと云ふ、本尊なりと云ふ、傍に維茂の長頸保存所を設くることあり、其の容貌を創作したる為なり、仏像を其の墨書を一読するに、左の如し

38- 9129

藥師堂羽目板往古（天正年間）の落書

當口一見

黑田治部　松本掃部　小田切平三
渡邊源六　伊藤□藏　荒生與三
星孫次　渡邊藤六　櫻木小十郎
山内小一郎　大窪清五　五十嵐清次郎
馬場きん三　波田野又次郎

永祿十年卯月廿五日書

天正六年ひのへとら三月十三日（天正六年ハ戊寅ナリ此ニ丙寅トアルハ誤リナラン）謙信さま御とんし（頓死）に付て三郎殿（北條氏政の子にして兄弟二人謙信の養女（景勝の姉にして兄弟二人謙信の養女となる）の處へ婿になりしものなり）喜平次殿（景勝の幼名にして三郎と謙信の死後三年間も相續爭て職ひしなり之を春日山の御館亂と云ひ傳へたり）御名代あらそひ國中いこ〳〵にい條三月末黑川みのき衆小國之地より亂入四月十六日ふてらきにてはいぼ〳〵引こみい五月三條平切ゟ同十三日三郎殿春日を引のき御城之内御入い三ほう寺殿を始十余人御味方い間春日と日々の御調儀い就之梅尾三條申合小田切治部少輔小澤大藏五月廿四日すかのへ手切同五日迄相勤すかの過半村をしい處に廿六日より大雨ゆへ勤相延い間足輕爲調儀と同廿八日いりつちの地へ動重城はるに取詰い處に所々ゟ建に助聚あけかくちゑおしそひ敵も卅余人打取いへ共のけくちにい條はいぼく五十余人越度い就之黑川より不調儀の由御せつかんの上爰元に入寺い此時同道

小荒井清左衛門　齊藤文五郎
□者神守新藏人　□なた彦七郎

うち死

小田切左近　同玄番充　同小七郎
御生三郎衛門　高久小一郎　長谷河宮内
同おりへ　坂内清衛門　長谷川六郎衛門
同甚左衛門　大槻清兵へ　矢部宮内
清田與五右門　山内彦七郎　ゆき藤五郎
ひろせ彦八郎　賀藤縫殿允　石井與一郎
豊島彌一郎　石河藤左衛門

此外廿余人

⊙篇中□な以て充てたるは滅失して讀み得ざるもの、（　）内の文字は印行者の註解なり

此頃史家ノ來訪アリ、余ニ語ツテ曰ク、藥師堂羽目板ノ落書ハ眞ニ當時ノ騒亂ノ俚ヲ傳ヘシムルモノ空ク秘シ置カンヨリハ上梓シテ普ク溫故ノ士ニ頒タンニハ如何ト。余其言ノ理ナルヲ悟リ、直チニ余ガ友渡部華城兄ニ謀リテ上梓スルコトヽハナシヌ。

篇中、脫字、誤文アルモ原形ヲ損スルヲ惧レ此レヲ改飾セス。――――――平等寺主靜巖誌ス――――――

大正十年孟夏

餘五將軍遺蹟保存會發行
東京　文京院印行

○昨年の暮さまざまの傳説を連ねて金毒級の流行言葉となりまを湧し出だし、拳闘の出しものも流れに乗り味を解し出だし、米國ジャーシー市で七月二日挙行した北の拳闘を敢行新聞紙上賑はせられたものだ、既米詰めて其の後日の金をうけたものうめきくものと云われて居る、観覧席をめぐる廣大なものだ、當る九拳人入場しようとあらゆる映画三元五万の位置人は殆んど立錐の余地なく入つたと看取された、流石に流石に流石に

の比、誰なる百姓なるや四四目の
仏会を度々傷こ倒れ、紀元の不思議なる事つ
比来国側の開士の唱来たりしこと、誓願仏人
気のうあつたらしく思はれ、北口の入信料統額
と百六十番弟と立てたとの、所謂紀元や宮を現
う紀の光景を世界に[illegible]仏たんを立てと称ふる称
も映画にあらんとは言ふ事供の成を無つて（十
月三日録）

○面鏡額　閑廣なるめくしを閑廣の禅名を博宮
知つて如来の名を授し得ざる如来と称
し因人としても風とる其の偽称を忘印せしむ如
一二人なるを失ふ勿、余後多少時代を経て北男

と雖も、十数年前彫りて余の家と称する糊れの者を
もとより、余も其の恰淡の性を愛して寺本姓雅の
所為紀行を授けしめたることなり、南無阿
弥陀仏を彫し、なる安如来の文字を刻
（心）糊れのなるを以て校額を刻
懐中にも一冊あるを出しても示すもなんぞ自家の所
刻の言葉を載せ因りて也、各観堂なる偽造
人の也を彫りて刻料を為す、他
所にも其者共刻を見るも敢て拙なるもの、所
謂三日刻日一概と侮るべきあらざる也北男
南し天分あり二十数前早く修書の批評家
となる者と知る、糊れ人心或を断書と

成功を賀

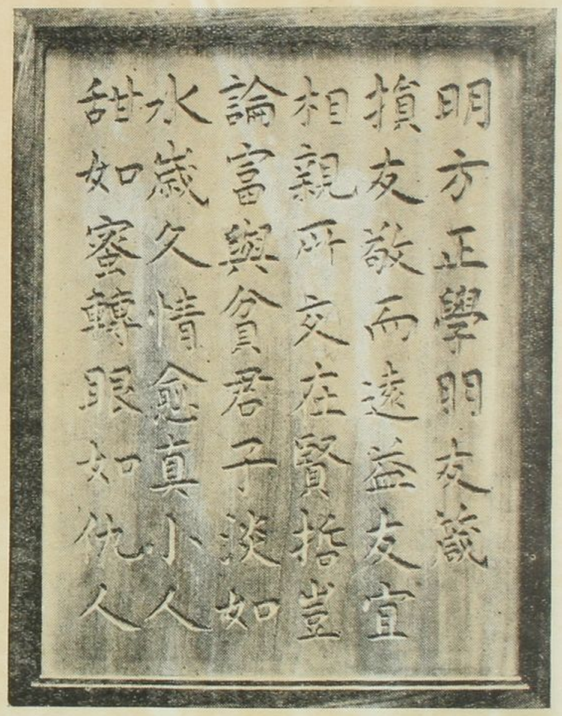

林愛作氏藏

十月三の讖

十二

○讖を卜筮に採らず而して讖の出る所に
因て古を徴し偉を得て卿に湯を醫す

草木性譜　三冊

有毒草本圖說　二冊

往々離れがたく散在するものなること二
社会しておのづから一都を為すもの也、北条文
政年間尾張の舎人清原重臣著す所、奉
書相模初稿本を有す也家蔵有毒草木
圖說を見るに其毒を為すもの性譜を為すより
廉なるもの婚ひ入る、卷尾に秦始皇の跋を
附す医の父重舎人命往て舎人命
王六十六世の裔也親王の籍中一草木を記する

少なく、北人〻北蕃なる千家の後と祖の系伝を強
み者なること、此刻修画きくこと精を極む

六冊

艶道通鑑

是もまた珍とすべきなり但此書なる
あるの書は他に形ちなるこの美麗なる
本なる稽古堂なる所以なる架中に置
くを得べし

武義図
並江戸

古今流華図譜　地図一枚
解説一冊共

北条氏の流十九年北義山居の様を上げ
たるものなる　神田孝平（大島圭介）の撰と傳る図を六種
の図を編収す、才一図を関東大古想像図

才二図を与元図即江戸図説集録に義山
るの才三図を長崎奉行江戸図才四を
文永図才五を伊図才六を最古図也解
説を加へる神田の考証角の元後号地
徳芸集と聞きうるき以ておんを今を切
ものなり、舊山と云ふあるをあらさんを最早
珍本の図範に入る

○交隆之記変の事端なる朝鮮起源の事
ひもあるる、ひるるのあう博しあうひとひとひとを
するもの歟と止まるべ、古書とを出版の
中後家う顔の恐れ」と記するを説の異れ云く

五の節をもつて答へるとは、何といふ怖ろしいことだらう、人間目を覆ふて物を言ふとは其の時分から、今日迄未知の人々に、新しい味方と云ふ名ばかりの、新しい味方と云ふ名を、物を言はずつとせんの家族なのだ

○自分の文字を書く練習をすることます〳〵大人と盛の物語をしてゐる、婚礼と云ふを滑稽ゴーキンと云ふことを聴き其字をよく覚えて、早くも合食の二字を二字を書いてゐる、成るべく早くも合食の二字を二字を書いてゐる、成るべく早く合食を練習をすることを意味す

さうもないのに、滑稽を咽吐すべきことあり、元来合盃と称せるを、婚礼の儀式なるが盃の一字を書き初めの文字の人なるを、こんを食とするも、謂らんなるひもなく、此時なる文字の義の若い人う祝ひなる時、ト合食と書くことを礼祭日と自分の家と、其人不書を新毛ひ間和し乃書を合食とするのみ、何ぞ合食とするのすくなくあるべきなるべしとすべうんて、笑ふべき滑稽なり

○移出の日本外史を供をする孫子を掠せず我多くとも敵の兵数を猶手を増減しなる書

の義を取載すしとなりいろく仮面と唐しもと元稚しと
ること野蛮の事実であるこの偽と山形市簡（刻
ひとりそうてるもの）を説するを不審なりと與
へる事不一と左の一節あり
高岡に河瀬良方の戒和稚をお考絵と称申
さきの印明は比鯖二字取称なと互しく
上杉士大的ちの何某丸提灯の指おそ部
良の甲紙状し小倉家の大道寺諸河寺
と絵紙をを渡さ公いそ女ヤミ紙四
きんなんと比指ちをたじもそや是白岩屋
こお屋ちをくるるけいとくるおもおも
しるきること是紙面申こしいとと除

十二

と化高ちくてるるとと絵寺称申こ空下く
紙面表冬冬えいとと見男表同とてるこ
是丁京寺の初お海そ明年ちの
四月七日
きるも御ちの家うるの御面の部び御名を稚
指るるを一般也実を日本の史も好個の物ち
似しる実ちを位の片吉ちるら也
○仮に五峯心人伊藤香谷の詩稿二冊を高ら来
り余こ示して印刷の事とつき程と議ら香谷曰
五峯文人なる北蘭学邸訪山の人詩を美く曰
しの量とかるる香谷の五峯の不流の度遠と

[illegible]ようとする節、[illegible]の仏[illegible]を図らん。[illegible]
死した女の妻[illegible]印[illegible]を出版[illegible]
す、天命の測知すべからざる[illegible]、余[illegible]の貴[illegible]と
[illegible]し[illegible]敬恩す

○物価昂騰した米酒十三四」とある、迷うあるこれ
を米九四(約五斗)酒(約一斗)と解くのであるこれ
酒米の価を等し昂騰して斯くのごとく解し得
さるべきもの

○成家真酒伝城文才ある漢文を善くす、蘇村
小稿三旬紀程等の著あり、少時雅文を輯めて
印刷に附せんと欲し余に商ふ、余自家の寸本抜味
を宣傳し兎宗の寸親[illegible]と據んことを慫慂し試

みに一二の標本を示す、伝城見て可とする[illegible]し、[illegible]
舊稿を修むるつもりなり、余一日思へらく成家の著
を余の関する紀事に[illegible]を貴[illegible]、余試みに
新聞に余の為めに[illegible]
もとより、伝城[illegible]の論[illegible]して後進に流す、余伝つ
て文找を寄す、喜し幸に一文[illegible]成り之れを北の冊
子に加ふるを得心余の[illegible]三年間の道乗亦一涙
欄とするを得人歟

十月三日記

○先に没しとする高野竹隠枕南没後詩稿の確と
称す、拝石出来の寄を[illegible]
す文三云く「豊公日録」[illegible]
○十月四日　淀屋子寺[illegible]十三を以て淀屋の為

四月程に出れば行き過ぎて横浜に着く
維持費を出さずに、[illegible]
選挙法の改選、[illegible]
決定しなかった。
海軍大臣は鉄の先端を進め細金に上る時なりと云へば
此行の目的働き出づ、時に国民の政を為さんとするや
論なし、偶と太平洋会議の金槌主義となる徳
川家達公爵米と決定、[illegible]
あり、[illegible]の行を出すする子の感慨[illegible]
演説[illegible]
[illegible]関に吃驚し、[illegible]
[illegible]あり、十四才の[illegible]

[illegible]到るを不本意とすと[illegible]の終に加州に於ける邦
人の日本流の教育を[illegible]すの果はすの[illegible]文
[illegible]
故郷の西又海浜[illegible]迄の間[illegible]米国の
本割を異行するとは[illegible]出し者を一のこと
[illegible]今頃切腹の[illegible]割を異
行するの和一の[illegible]一面日本の国民性を[illegible]一面日
本国有の芸術を示すべきものを選ひたし、之
んとする面のもの[illegible]米国[illegible]選擇法[illegible]困
難なるべし、パビリエンド式の出しものを[illegible]国民性
や歴史の一端を示すことときは一流[illegible]
以て[illegible]特徴ある芸術を示すも一流[illegible]

費用の問題を解決せんとして、梅幸を浦賀に送りしもの、結果三十六番目の興行
切りしとき、市劇に元祖の[illegible]
すると、あるものを見るもの、[illegible]
位の人数の旅費、市花費[illegible]
遠く北海十数の書類、努力して初めて自己のペゼン
ントを[illegible]山の[illegible]振内の[illegible]
を借り受けて試演し、[illegible]
て曰く日本人も芸術[illegible]共同してゐるを行ふことの出来
[illegible]
[illegible]
[illegible]

紀念として保存すべきものなり

五峯の北畝詩話に一種の北畝名家の撰集あり、逸れたるもの多の由なれども、必家と宿所とを以て撰ぶべし、北畝も二百家乃至三百家と撰ぶ、初めて精を得ん、恒に各家一詩を採ること、元稹と相大なる機微を含む、五峯の取捨、実に沒々取捨と言ふもの少うらず、友人と論り決せんとするもの三四に止まるさまなり、餘おの雖き以て知る、しかるに、余うつて也と、餘おの雖き以て知る、しかるに、余うつて名家詩を撰ばんことを懇望したるものあり、六五峯の友人、余五峯と略し

二百家の詩宣しく多きを取望むと友人の詩最も取捨に難きこと如也

○大坂の友人木崎好古（愚庵）らし此著大日本全名文を編集し、昨夜耽読、好古と共研究、古書を撰つて蒙を啓くこと多のうち、北書を考究し、偏に、現在諸家の説ともに多く収めて考究すべし、これ所謂也

好古日本全名の採集、年来余往年に倣ふ、伊達王の孤忠と敬慕し、今考究す、好古其の志の著あり、余の著を頒つ紀摸つて其の全名を編録し三冊

一部を別に抜き出して投じ海へとなし、我金石の学
問年衰へ進み女人の家をもなすものの、ここに我
れ未だ全部保護を使ふるは苟もあるとんぴ
うず姫者の地著を斯界の大為と云ふを得べし
前述の如く姫者前と摂の長金石志の著あるも
のなれども重複を免れず、其の前著のあるものを唯だ時
代順に其の目を設くるに解題を略し、都と地名を要す
る者の摂の長金石志を保存するを要す
と云ふ

十月廿日朝記

○近年熊後類城古海に於て発見し以陶物を
経岡を来と一役を任せるかし市崎姫者の金
石史と称するの外に金文を左に掲ず

出奉広利

願主僧定祐口

栗田重包

仁安二年七月十四日中時

熊後国類城郡青海村大字石垣天神山の住家
に大正八年九月十五の三箇の窪を発見し以て、
其下に木炭を敷き其の傍のたこのこの
陶器の住居を穿ち高さ八寸二分、口部の径
七寸、口部鉄板を、不明なる底径六寸
住居の中に埋蔵の時代と思はる古銭の二

片を多見せるが、他に一面の古鏡があつたとのことである。
現品を作師文夫氏の所蔵に帰したるが、蓋し
特一氏考古学の旅行の書表に掲ぐ、「供奉正祀」
の意義を明らかにしたものであつて「正祀」を供げまつる」とい
もいふことになるからうか
○也般今度八一ぐらも焼けたる大分満月寺の石仏
の後光のごとき前生と略揭する所あるこの、
今木崎明寺の無名仏を繕復すること迄、此の北の
石仏と関する流れを得たり、好古自ら話つた実時
の記の内に左の事実あり
記録の傳ふるこの石像を百済の日羅が
敏達天皇の十二年癸卯十月といふて来朝の使人を

使羽島とせに来朝し肥前より東上の途一時寄後
に船中より載せの仏寺を開創せし北の地に岩屋
寺といふを叡山今更叮嚀上野葉の山崖腹に
あれる岩石仏面なる彫刻せしものなりと云ふ
余は北の石仏を果して日羅の作品なりと云ふと
知るも唯当時代のいと古くしてその
作家の或る特人なりといふと信ずるとまでは
石仏とは未だ以前の高僧なりしが新しく仏
なりとの説を廃棄し得る結論まで拍手
を強ふる所説石仏なるも煉土製の仏体なる
を強ふる得ざる也仏体を煉土なりとせば

ルを手際よく自然石の面を拭ひつけ、光背のみき
ハ真に巧妙なる技巧を刻しつけたる千隆の奇
なる驚くべく殊に所謂石仏中の中なる某
の仏像の一大仏像（露仏）なるに小身の丈一丈五
尺の大和尚師等の本尊と其大きさ殆
ど相伯仲し、相好の雄偉なる胸部のふくらみの
自然なる清雅凡手の企及すべきにあらざる
事業の像の存在地なるに遺憾甚しとせん
こ回りの衛首）面に南無十二神将に到りては
状態の魅惑なるはさることなれ、惜いかな、
（うるはしい上副首）なるを絶つ所の面の一
部を残すのみを大抵刻の迹の希明すべ

こゝなる）こゝに僧の家族を遂げ給ひ
仏細に探る仏冊形を絶し、ゆゝの微妙なる調の得ら
ずさまに恰も仏仏の如く、この面の存在を名づ
所人のこゝに始の第なるを弥陀とすべし

中巻

石仏の石花地元町を大友家全者の住の古国府
跡なる石仏を其の内に其及び十二神将の
観音菩薩を脇侍菩薩の像の仏はいづれも
ゆゝなる（沙渡に伯耆なる仏像なる）
有りしかし（後日の）
京都寺大行院加川稼次（北の仏大）の語る所を左のごとし
大分と日杵附近の石仏も北蕃術史上に記すべ

一　大きい資料を提供したものといえよう。
大分和田に移された仏群は、高野寺の石仏群と
ともに特に仏像の傷れ方が甚だしい。
市の南郊の町岩屋寺のあるあたりと、阿弥陀寺の石仏群がある。
岩屋寺のうしろの深田の湖畔寺の石仏群がある。
ともにいずれも丘陵の一端の山崖を穿い
て其の磨崖の面に或は丸彫りの仏像
彫刻がある。一見支那の河南の龍つや山西の
雲崗の金龍洞と見まがうばかりである。
岩屋寺は国分寺の遺址であるとも称する石仏の
中心は特に見るべきは第四の大坐像と土面
観世音立像である。磨崖仏としても新発見

金剛保存されず、各像共面部、行衣、形態ともに
甚だ破壊されている。
支那河南龍つの岩屋寺の仏像の形態を破
似し、系統をいうと支那の北魏、
いんに形式像をもって、その龍つや雲崗の系統
であることを証明
べきものである。件の仏像の側壁に千仏会を作る
あることは不幸石質が粗悪なる
面磨滅して仏像の姿を見ることは出来ない
が、こんな磨崖仏の存在は、
資料であるから
当時とすべきに千観音像があった面を踏い

なる廣間の周囲の甚だしいことを物語るもの
像の南北に既に四天王を中心として南方に泥土を流
り出して居る、いはゞ天心彫刻像もつるべきものと
此仏の全くめいたを指すも傍観すべきである
次きに白杵寺の遺跡である
石仏群は先づ三つの群集となつて出来
る、一は社野群　二は堂の迫群　三は隠れ
地蔵の群であつて、いづれも青面の山の麓の
根の廣場に散在されたもので、社野群は
ケ迫の中程の北麓に位し南面して其奥に行き
つまつた南麓と北面して居るから隠れた地蔵
の群集である、北の地蔵は一帯泥流岩で出

来て居り、その石質は頗る軟かいので、彫刻
すると耐久性に富まない、故に石仏群は比較的
簡単な線状を止めて居る
殊に社野群中本尊と南る仏首（今欠損した
地上に落ちて居る）の如きは雲容円満其
円形の眉、慈悲の眼、力強き鼻、以天を仰
へるかの如き唇、豊満な顔、そのプロポーションの
美、技術の秀麗実に驚くべきものと謂ふ
べし、平安朝初期の作
へて居る、蓋しこの仏の群は
三世紀頃の作である、形態素朴
期彫刻術の特色を存し、更に奥深く

時代の特殊の一つを帯いて現れ出でたるものなりと信ずる
存じまする
即ち之を概言すれば北魏の奥まりたる後ち北魏に新しく
発展せし仏教の仏像は支那南方の雲崗龍門式と北の
満月寺の方の雲崗系の石仏と支那南方の西洲
附近の形式を伝ひ来りたるものにして
美術史上大いに注意すべきものなり之れ
を偽つたものなりとの説もあれども
この二個不ら支那の北方と南方との二派を傳へ

たる遺品を存することは我美術史上大いに注意すべきものなり之れ
の関係あるものとして土偶装飾品あり
こは三帝市場と長安の印絵
貿易をしたことの傍証なり
因に云ふ本年八月十五日美術学校の教授
即ち木本田氏の石仏調査の結果
元河南の雲崗の彫刻の中に大分市
庫を発見したりと云ふ千仏像の岩
高さ五分横六寸深さ二寸位の中に二体の岩壁に
彫られ即ち支那の系統を受けたるもの

とゝ云つたえ伝ふる
ものゝ豊後史談考ふるに左の記事あり仏を拝
む

満月寺の石仏　印杵花湯田村に寺ヶ山鑑（印杵花一の古寺こ
杵ヶ山鑑）に其地ヶ谷山と称し印杵花一の古寺こ
天正中宗麟入府の破壊せらるゝ所となる慶長
今存する所の石仏像及び鎮守山王の祠
のみ、お伽山満月寺に善能長者の建立せし
る湯田の日羅を祀て開山とせり
又善哉録（豊後善哉録）に、真名長者、敏達朝人
深帰三宝、就于深田邑、創建陀羅尼寺施薬
安養、快楽寺五院、名花多宮山満月寺、多造仏像、

礼拝供養、今其境石山之崖、悉刻仏像、所謂十
三仏二十五菩薩、二金剛、猪鹿鶏狗、三尊大
日羅の墓、大政元年湯田村
満月寺古代の石仏の心ゑに年代を経
傳説をあんと定ゝ難し
考掘うるに、既ゝ
二ツの古い幸ま存してみるを云ふべし印杵
所宮深田の堂ヶ迫の石地蔵二基の小五輪塔の
あつて、ゑんと刻言ふのみにて年号の刻さんと
みるゝ、ゑんやうそ石仏群の心ゑに年代
を総合し的確と云ふ湯田仏得ざるも凡を示す者

とあるよろしい、北の二基の五輪塔を石造で二基
共に小さく大小石同じ形式なんびあるも、共の刻字
は一も嘉応二年七月廿二日一も承安二
年八月十日とあるも、古九石仏群中おのおの
嘉応承安の作とそれることとう生来るひあらう

○小野一と系未だ九の人名を郵出、う来た、北人名古
野市西長野町日本聖教主教会
の牧師で、井部香山の曾孫と称する人、香山
うの河と後藤義父とは葛西因是の伝記
編纂、着手中、去明治十四年余
のうちもき資料を提供に関し余の助力を乞と

十二

て行々の稿本をとり込んで来たから、因是のうの紙
手元の二三を一しう無い、

○清水冨士弾の記文今津子爵の手元にあるも
漸やく宜を見出だし、当時の頃碑の朝点あり、一二
修正をしめ出だんと、当主完人のうちに今
津家の家に来りし生こ推敬こ当を賛
し所々の定稿を清水、最早新石
し期のも迫り長文は文を時の要(巻)定を
許さぬ、市和を国語名詞の部分を刻後名文
とりさんと試みたんと刻尾出来ず北照八文
ちゃ失敗に帰した

十月廿日記

日本文明の一大恩人がこゝに生れたこの人が維
新前後の國務に功績の多かつたはもとより
洋の交運に寄與して永く後世に傳ふべき
ものは郵便事業他の通信事業であるこれ
までは後慢な飛脚便によつて手紙が通
速に不便に苦しみ集配もとゝまらうとも
心配郵便郵便為替郵便貯金の制度
の如き此の人の賜である海運業
や鉄道の開通の殊勲者である電信電話織
道の開通ごとく日露後

ら先れ敷設された朝鮮の鐵道の經營あり
あつたまこと早稲田大學の發達の教育
事業や保險海運業樟脳その社會的事業
に對する顯著な貢獻や卒先して東京
遷都を主張したこと維新前から漢文の
廢止を唱へたけれどの眼光遠大なる先見のい
まだに忘れることゝ出來ない忠實で果
敢で趣味ある人格大正　年　月
歿年八十五

○今年八一の誕生日に洋畫家の武元を訪
ひしとき畫伯とモデル婦人（ある年齢二十

[illegible]

十二

東洋雅樂講演會

藝術が文化の精粹にして、吾人精神生活の最高表現なるは言を俟たず。而して五大藝術の中にありて、人心感動力の最も強烈なるものを實に音樂となす。これ學者の往々音樂を以て諸藝術中の最高位に置かむとする說ある所以なり。且つ音樂は啻に藝術としてその價値を確保するのみならず、その特質上、他の實際目的にも種々使用せられ來れり。その神秘的感情の喚起力を利用して宗教上の諸儀式に奏樂をなすが如き、その最も較著なるものゝ一なるとゝもに、その人心淨化の特性よりして、道德的情操の涵養に資し來れる、古來甚だその例多し。かの孔子が禮樂を以て治國の大本となし、プラトン、アリストテレスが音樂の國家團結に及ぼす偉功を力說せるが如き、その最も有名なるものにして、かく東西その揆を一にせるに徵するも、如何に音樂が社會教化の有力なる機關なるかを知るに足らむ。本會がこゝにこの擧ある、亦實に此點に庶幾するところあるを以てなり。

田邊尙雄氏は我國現代音樂界の權威にして、その音樂理論に關する造詣は他に比を見ず。而してその深到なる蘊蓄を傾けて、更に東洋古樂の闡明に沒頭せ

十二

らるゝ多年、這次遂に親しく渡鮮し、李王家に就いて朝鮮雅樂の精髄を討覈せらる。東洋古藝術の一英華こゝに始めて燦然たり。本會は氏がこの周匝細密なる研鑽に滿腔の感謝を表するとゝもに、普く天下の諸君子に之が紹介をなすは、東洋文化の宣傳に任ずる本會當面の使命なりと思惟し、特に氏に乞うて一夕の講演を煩はすことゝせり。幸に廣く江湖諸彦の熱心なる聽講を得ば、本會の欣快何ものか如かむ。

大正十年十月

東洋文化學會

朝鮮李王家ノ樂舞活動寫眞ニ就イテ

李王家ノ音樂ハ祭典樂ト饗宴樂トニ分ル。而シテソノ祭典樂ハ、五百年前李朝初世時ニ方リ、非常ナル苦心ト熱心ナル研究トノ下ニ、夏殷周三代ノ支那雅樂ヲ大規模ニ復活シタルモノニシテ、孔子ヲシテ三月肉ノ味ヲ忘レシメタル周代ノ正樂ヲ、最モ完全ニ傳ヘタル世界唯一ノ古樂ナリ。然ルニ不幸ニシテ、支那ハ

コノ貴重ナル正樂ヲ失ヒ、今日殘存セルモノモ僅ニソノ一部ニ過ギズ。近世マデ之ガ遺風ヲ傳ヘタル李王家亦、時勢ノ變遷ヨリシテ、今ヤ將ニ之ヲ失ハントスル狀態ナルヲ以テ、我ガ音樂界ノ權威タル田邊氏之ガ湮滅ヲ坐視スルニ忍ビズ、宮內省及ビ李王家ノ保護ノ下ニソノ全形ヲ撮影シタルモノ、實ニ本活動寫眞ナリ。詩經禮記、其他アラユル支那ノ古文獻ヲ繙クモノハ、ソノ禮樂ノ如何ニ國家社會ニ重要視セラレシカヲ熟知スベシ。サレバ本寫眞ハ、琴瑟鐘磬ハ固ヨリ、柷敔壎篪ノ珍ラシキニ至ルマデ、支那三千年前ノ樂器ハ悉ク取ツテ遺スナク、以テソノ詳細ナル奏法ヲ眼前ニ躍如タラシム。　加フルニ周ノ王祭ヲ飾リタル有名ナル八佾ノ舞ヲモ收メタルヲ以テ、蓋シ必ラズ諸君ヲシテ三月ソノ肉ノ味ヲ忘レシムルモノアラン。

李王家宮中ノ宴舞ハ、主トシテ支那隋唐ノ舞樂ヲ傳ヘタルモノニシテ、我ガ宮中ノ舞樂ト同種ノモノナリ。唯我ガ宮中ノ舞樂ガ凡テ伶人男子ノ所作ナルニ反シ、コレハ艶麗花ノ如キ官妓ノ司ル所ナルヲ以テ、天女ノ舞モ斯クヤト思ハルバカリ、吾人ヲシテ盛唐ノ榮華ニ醉ハシメズンバ止マズ。

要スルニ東洋文化ノ一大精華ハコノ映畫中ニ收メラレタリト謂フヲ得ベク、斯界ノ研究者ハ勿論、凡ソ東洋文化ニ注意ヲ拂ハル、諸賢ニ對シ、容易ニ得ガタキ貴重ナル材料ヲ提供スルモノトイフモ亦誣言ニアラザルベシ。

映寫順序

第一卷　李王家祭典ノ雅樂
（一）宗廟軒架樂ト文舞
（二）宗廟登歌樂ト武舞
（三）文廟軒架樂ト文舞
（四）文廟登歌樂ト武舞
（五）舊軍樂

第二卷　李王宮中饗宴ノ舞樂（上）
（一）「舞山香」
（二）「劍舞」
（三）「僧舞」

第三卷　李王宮中饗宴ノ舞樂（下）
（一）「春鶯囀」（唐玄宗皇帝及楊貴妃ノ作）
（二）「四鼓舞」

○今新帝を同し奉り前時宮生活の
俳し給を捧へ動時と京の面影を拾ひ坂正
位に拙筆を托せんことを願ひます、坂に就ては
くの話の内と京の人達の坂の茶屋と自筆
の書類を拾く文に云く且夕懷忠一張云と
殊勝なる似顔画にして其の小生と自家の
書屋を寫せる也同く膳石曰く懷義とん
坂の四畳半なる書屋
す

十月廿日記

○市川劇場に梅幸坂内氏逝の「お夏狂乱」
を上演すること有り逝に招ぎ高田の家族と
共に観劇致候七回位す、お夏も中幕

演ずる、北斎劇を画題に傑作を発
揮せんと演ずれば、世俗これ
なることと一面あるべし。板
画、浮世絵、画題を新に皆
用ひ光琳風の技と相俟
て、雅趣に富む風式と画
意とを背面とし
為に、梅幸の新
花柳の状景
士七点可
光琳の歌劇を甚
の思ひあらしめ
初
梅幸と鳥丸光房（梅幸）を

変幻と変ずる哀傷の情緒を物語り名つけて本朝
王昭君と題する、三幕目大森彦七一編の
三代を物語り、池田大伴の新
中幕より一幕の終迄に楽屋
に面して梅幸の宮に入る、梅幸をたやお夏
の振姫娘姫をいつしか
とする鏡に
ひらり長なる
なる語りあるしとそえ、
し好面さんこいどくお世話こうそうれば
撰抜あり、金ちゃん好面の人の熱心な
つま大満足目とを答ふ、梅幸に接見する

八歳の娘を、あるべき、そのうつくしき大柳の男子年
齢を五十五歳ばかりもとうん、顔面(やつれ)手甲脚
を出して身体を優しく味ちゃ一向に無し
こんなどうしても廿年来(清の娘と見へると云
ふもの思儀)、然るべきの体格ひな
けんかを立てめし、男優の女
装を我邦に於ての一二を(ほ)ちゃ北宝庭
頭の新髪をんが唐ちゃ装飾もあり、聖母
の会釈うけの墨絵あるを見るんは光廣と浮尾
の会釈の和歌の情也、柳者光廣の美妓を演
するを聞き、ここまでんを掲げたるを見
えなり、海流す柳子木の移りと歌ることもを起ち

雖ども家に入る柳幸の屋しを入り来る、こしを
幸四郎新髪をもたるを化粧こ坂のしきを移る
幸四郎を大森彦七の拾装也柳幸を其の両俵
し、幸四郎を紀湯の体格を年齢を柳者を
七十歳を若こうん、光廣の拾装所 元和の屋を
ある別別けりをを一二天をを考
おうう思をを立をを場を入れは有優既
こ家をの上を考

十月十日記

の湯殿を月を分行を、語を出る松井
今花の大谷の家度敬河と為柳也らを
時色の名木後所の大谷を刹り種を賀問を
家し見り唐女の婚義を生を居をを言、為を

家へて見ると大谷さんと京都の高倉の礼堂と
きつて、それゝ身を紀ゝ今日のうちひあるこゝ
家を今ゝの無教育のことのひて往ゝの経堂をきう
多くの人を使つゝうしておくこゝ毎ゝくてこゝゝめゝす
ゝらけて、それを今日の位地でたこゝゝめゝも云ひ番所
てこゝゝ以ゝこして深ゝ
ライとを浴のゝ自分ゝ西洋に出ゝ行けに
秘密でゝある時都を使ゝて東洋とゝ西洋
とゝ云ゝゝ今体東洋とゝどゝゝゝの国を云ゝこゝ
鎖国に行ゝゝ以ゝもおゝゝ大人の教育の為
ゝ以ゝ、それゝゝ為ゝ其の国の国を廃ゝ
丸を一時ゝ以ゝ話ゝゝ他の一時ゝこゝ

ゝ紙のゝ論解に比振ゝとしゝゝゝ
ゝことを西春雨ゝこゝゝ長くて長ゝこと
ゝゝ比、大指日ゝよゝゝ
ゝゝゝ自家のゝゝ教育のゝゝ
を補ゝんとゝとゝゝゝゝゝ
紀中のゝゝを紀ゝゝゝ刻
ゝゝと劇ゝ、と云ゝ行ゝゝ
○前略西生延禅を板西生こゝゝゝゝ字割
をゝ禅禅西ゝて見ゝ、禅面を九行に割り一行三十
七字、字数三ゝ十一字各字大きさ幅三寸五分
厚三寸一分ひゝ 自家板の行に八字紀地を乗す
ことゝゝゝ比

十月十二日の録

○田中光顯伯が岩瀬の在ける別荘兼其の附属地を伊藤の所有物たりとせし自分も伯らも呼ばんとて大隈侯と助力を依頼する條件を拵へん聊の地を譲れと因縁のあるかしこんと就て是ものの多う記つ此、田中伯と伊藤と郡長を勧めんとする所謂某の土佐出身なる所うゝこれを信じて社を上に形衡をしめ此、おもるが○伯を今を北の郡長の社伯手なるうつこと多のもきく此、社を新発ちを或る日金を渡い来り、あとの仕事を始めるを少くゝ社戸を文初尾町うら北の社をと学けと伯を新くうとしこの、尾町を文初めうを断つて出国る且つ此をを使人ゝ多めしてはうをめと條件を

附しこの社戸尾町実の義をうへう立てゝ多の訴多行うず、折角訪い来り所る尾町を無下に過ることを出来うなる所迄の成行を調査の後を有して為の此、社を尾町を初めう北の社戸の尾町を初めう北の社戸の尾町を初めう北の社戸の

之書家の書物を流出（二番目の主を貴家の書
頭二手渡し以後田中伸の報えしその事実なり）
し流出（のうち二番目交付のうち実なりと
云ひ出の取扱ひ方）あり心しかるに北の書物
扱と云へ載せ一切のうちの元も分明なれば
の方元金ものも一度伸の照合し其の
二金も行届の上解（報）くその後伸の照合及
ふと伸の家と屋敷の諸の詳細つけと報じ
ものも当社と交際中もあるとおろを渡
して居ると云ふ屋敷の山林を田舎うして売さ
れ以外自分も直ちに一切の書面を社人松尾
十以内のうちもちろんものが一部の長を断る

不幸のうちをうちも河内のうち分田舎物貴れ
田中伸の二番目を以人と交付した品、七のとこれば、
いくら現代物とこうもこの物城を見ると
考う方以、田中伸の後に物論を聴する文の原因
うのとうく家ハうし物うも思のる、自分も四のうち
と解の以上の品の家の長うの盛に折れてみる
（十月十二日記）

○十月十三日今朝滝沢子爵外游の金と上の、又又
つて帰国（月末）まれは伸と宮業日本（死去）あり中る
子爵う御屋の手紙友達と今まする国を収めて乃ち
こと以上紀念とす

幼な友達に迎へられつつあるる澁澤子爵

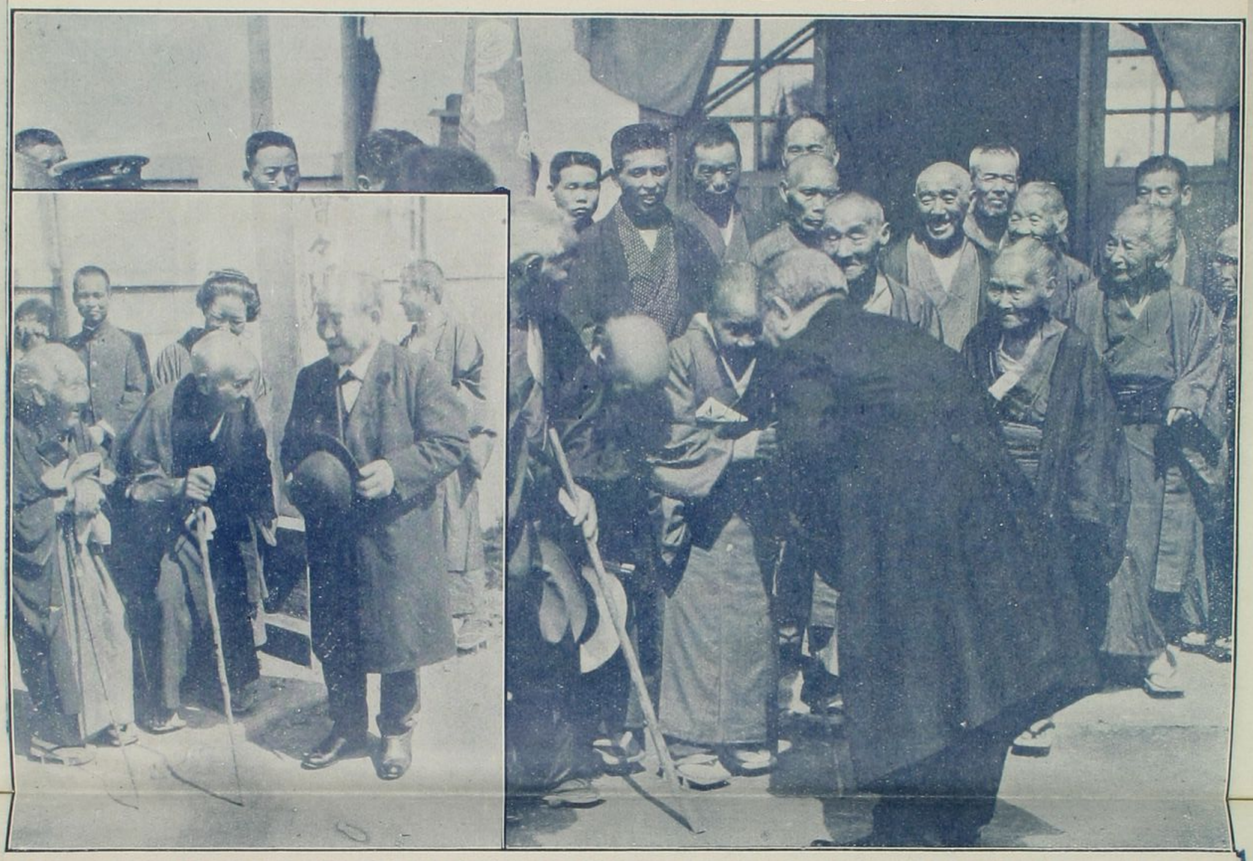

澁澤子爵は民村の村基八郡里大縣玉埼里郷の氏一榮澤澁子爵
に特、へ上席の待招爵子、し行擧を祭顧所安平米渡の面今爵子澤澁で社神勧勸村同時二後午日七十二月九
幼（右）るあてとこふいとたつかなき盡が興にり語昔いか温もれづい座滿、てのため集てつぐす内村を媼老翁老の上以歳十八入ふいとだ逢友び遊の時幼爵子、
爵子るあつつり耽に談舊懐きしかつなと逢友な幼（左）爵子るあつつし手握々一と逢友な

あるべし、これを確実の印刷技術の一標本とするもの亦面白
き金属版の百人一首を出陳して置たり、これも金属版び
あるべし、今次の今の紀念物として小物産中に宜しと云ふ（十
月十三日）

○日々の同盟 遊客は能本得ることゝ嘗て数第中フト
思ひつき本日の文求堂へ
と雲巖寺の石窟の佛像（同盟版）を買ふ、京らも喜び出すと云
ふ日曜日 者親と雲巖寺の日とも屋外の見物
流れと知もらく、他の主石窟 地下、底四二無
二、四十間の主を掘て 梅花得ることは、支那
でも新つの石窟を穿て 雲崗を
えん（あまり日本人の再来なく、今まもを交通）

石便び旅客の目を入らるゝ、北の雲崗
を山西省大同府の西方三里寺村（京綏鐵道）と大
同府の車站より支那の輕車一乗約三時
間を要する所にある、村の北方に屋外の
くゝ連なりてある武州山の其の岩壁に刻ち北
の石窟にある、全国に拡がる大教
模のものにある、岩窟を大小りにあつて、
窟を数へる、其の入口の石佛の立つてある所も
そんな窟内の浅い所、大なる窟とも天井
が宮殿形をなし窟もある、壁にも柱にもあらも
る面部の石の透きなる大小色々の佛像
う刻してあつて、本当に思しき佛像を第五洞と

ある、それを高さ三十尺もあるが、皆な印度式手法と文
那の特徴の加味されたものであり、刻銘の一個所もある
それを約二十年以前の文書もあるが、これを大和の
年號であるとすると大体北朝の元号（一説に世紀末）であることとなる
うと、考うるに或代用する時代の特徴のあるものも交って居るらしく、手入も
いろいろの時代とあるらしく、其の手入のなされた原
形を実証するものもあり、なかなか研究を
要する事とする。仏教伝来とする生
生しい形もあるとして考慮すべきものがあると
云う、仏人シャヴァンヌ氏の説によれば北の石窟の回廊
が除外の形を解して宮殿生活とするが、今

らしている事も推定され、北の文殊堂を除外の原素を探
るの大切な材料となるであろう。の北朝ヤコロメ
イプとして紹介されている、皆な小岩窟のを
よくも解釈宮殿として北の宮殿
山本的と云ふ方法のう撮影
三千円の費用を要した。長い梯子も用意した
出来ればとこうする。但し回の元搭を山ちと思の
ように海内方の中川忠順の面人びある、氏が御つ
に回と二百枚び三る新印刷しと云ふ（十月十
五日記）

Each cave has a main object of worship,
and in almost all cases it is carved

in the pillar left standing in the centre of the cave; where this is not the case, the image is carved in relief on the wall itself. Cave V enshrines the largest Buddha, while in other caves we also find the statues even as large as thirty feet in height. In cave VI mentioned above, the central pillar is divided into two sections, upper & lower, on all four sides, and each section has its main Buddha accompanied by his returns retinues. it

is the grandest of all the caves in regard to the conception of the whole design. In single-room caves some have a Buddha as the central object, but many of them have a stupa surrounded by a group of holy beings.

× × × ×

In a way we say that the Indian rock temples turned, as Buddhism spread eastward, into these cave carvings, which are so characteristic of China. In the style of sculpture

too there is something Indian, but on the
whole it is the work of the Chinese
people with all the leaders of Chinese
art. The workmanship is exhibited
in the execution of these statues,
whether great or small, whether in
motion or at rest. It is perfect in every
one of them. It is full of life, the grand
magnificent effect they give is unfaced
able.

右を説明中の二節を抄したのみなり
尚れども 崖面、内陣外陣と區劃しなかいくらも

ある間に就て見られる内陣の入口なども門うあるを
見ると感じて雖も実と拝殿立を表したるなり
又此の石窟の或る地點と一寺と築うんとある
可き大きなるものと、うえん石佛寺ひある、同じ見
こと能う顔面もしと岩とあり、佛の面貌を微笑
を含むとあるのが特徴なる見ること、中ま大分の
頭計存してある佛顔と手法のすぐれたものの
うえつる、大分部の石佛群ともに殺へて実と
其の大規模なるの驚殺さて、佛教う人間の力
を知すと治慶したるとは、世界の大教ともなす
べきものである、

○昔西国是のる弱と頼まれる因是の昔を早大

図書館に新たに買収したる文集も無い
此方の四部丈は組義とあることゝ判つた

道徳経輪注　文化一三　二冊
中庸弁錦　前附白序　文化一四　一冊
荘子郭解　内篇　文政五(庚)　二冊
大学新錦　後附大学考注　文政八　一冊

此分

天聖明道本四書纂疏　文化元　六冊
元之内容文庫本義
月池雑録　七　論語浪考　二
大清府之図書館目録中にあるもの
其の本義しらるやあるや不明

此分

一源氏物語評
一国姓爺合戦評
一通俗唐詩解
一荘子評解
等もあるゆゑけど何れも義理なきもの
す唐詩解も自分本義と云ふもの今
検出し得ず　唐文家義と　国是の唐書
る陶説なり
因是の第部中善書井部是の第部に南る六冊
一(古学とある誤)より閲全三つ(冊)答五の大版也

十月十三日記

○例の浮世絵の高文七郎の作品の光悦に関係を
コロタイプ版を附し[illegible]の一面を高く青く塗
他の屏風を等を一見せしことあり蔦に麻を田
七小路西しなるものの也[illegible]歌[illegible]光悦と
[illegible]べきものなり、伏見と[illegible]出る
[illegible]家光琳す(三)(四)[illegible]
ちんとも中を[illegible]
[illegible]

[illegible]

十二

のタトウの表面を光琳の特徴なる新色もて
光琳風の絵を十枚ことごとく別々に描くを
ようやう、但し杉角の高[illegible]を[illegible]
つぶすも惜しい、[illegible]
れの[illegible]あるつすべし、又十枚を積み累ね
帙[illegible]入れると[illegible]の床飾にするべきの
[illegible]累ねる茶[illegible]を光琳特色の色を
以て深むべしこれを[illegible]面の[illegible]を刷る時
同様に刷り得べし、而して其の積み累ねる
○各色い傷をなしてあるべきと
[illegible]
色を[illegible]研究し[illegible]

を接く、世界を外四人と浮世絵を美つて
書的とかるを的人う彩色の一の色に対して傍を上下
し邦人と言し絵を異るのすると成るを彩色
と浮画の大切なる條件と云ふも彩色に特
に注意を拂ふこと余ハ光琳を推す特色
ある彩色を工風し其の源を能の装束
の色にとる事とし云へて其の彼
此甚比迫のきを三四の例を挙げて説く、光琳を
論じ賛嘆味を尽すとなるを以て余と此説
あり
十月十日記

○大隈老侯の房総漫遊重態憂患に陥つたりと
聞よりの大隈邸にあり侯の房総を賞嘆奕し

防脱加太、現、橋今絵るも都合あつて此床三間ろ
ミ出す、患部を軽症と云へれ食慾減退、常の
衰弱なく、或る絵を惹き起すを以て
主流医稲田佐平氏を呼び雷りくあり、若し麻毒
症なる事ハ明らかなるを以て、佐藤
氏稲田佐平氏等と廣瀬の絵あると云ふ、
土佐絵の特あると云ふ、
と廣瀬のあるまりと断じ、北斎絵なり、
と絵無るなる食氣の薬の為めとなる、それを撰して飲るなる矢張り
食氣を進ます、ら新鮮なる牛乳を以て備ふ
えるなる出きすとなる北の亮鶏田後の法
無人ハ或を大なるこるもるなる)や魚食こ

さる也、侯国五月日光に陛下を訪ふ、その後数分のうち[illegible]角[illegible]ふるの角[illegible]のかき入る日光を往来たりしかと言を無配とまるの感し、恭し会面[illegible]の如く恩を何ぞ一言身体を動かるる汲々たるは、侯の体格と光彩金雷体[illegible]の病患なんや、侯七病案の校を今なほ六ヶ月[illegible]心細げ[illegible]ふ後ならんとのこと。

○昨秋田色雅の雅楽朝鮮楽と就ての講演をなせり併せて朝鮮の楽器と舞踊の映画を観る、田色の流とされは支那に於て孔子の雅楽と云ふ！ふるに支那に於ハ[illegible]、朝鮮ふるの支那の楽ふるの伝播[illegible]の変化を経て伝はるものなるとの事、北の音楽の源流を遠くバビロンやアシリヤにもとめし蘭の如きを今[illegible]洋音楽に比する迄[illegible]ものなりと云ふ、磬や鐘[illegible]流れを大規模のものとして一個のフレームに十六個宛しかつ、近ついて之れを[illegible]は耳を紀耳[illegible]計りて戎と言紀を飛[illegible]し得ず、遠く[illegible]少えて知れて一のようと云ふ、北等の楽器の三[illegible]ことを云ふ、を朝鮮の一里を我六町[illegible]きす三里と云ふ七十八何[illegible]、火[illegible]の半鐘の半里[illegible]ふことを思ふ[illegible]三里に少ことを云ふ七[illegible]張

るあり、樂器の中なる回転するきりきりの二三寸、埴
とうつくしきも土器の音無形のものも吹くもの
也、名を忘れたる木器の炭取の形の若き棒を
撫で上げらし度を衝く者もあり、又角の
形の作れる角笛の背上の縞形のものあるの
四方あるて、それを弄のもきことのすれば
すれば一種の響を出し喧噪耳を聾する場
あるも北の舞の際等の「ヒーヒー」と呼ぶ音の如き
也、恰も喧噪の音と云ふべきなり、これを音樂を
こゆると同一波動なるべしと云ふ
撥せよと指揮する時と用ゐる笛は五音
前の二種に係るものなり、珍無類の樂器也、回

とは、例へば、ある人が、今から十三年前に、ある日本の紙を、同じ日に、ある人が、ある人に、一つの紙を、十三年前に、ある人が、ある人に、一つの紙を、十三年前に、ある人が、ある人に、一つの紙を、十三年前

まあらず、楽器の中なる国新らしきもの二三あり、塤けん
と云ふものゝぬきは土製の壺形のもの吹くもの
也、あるは忘れたる木製の炭団形の器に棒を
装ひ立して上らし鹿を衝く音もあり、又扇の
形を作られ、其の背上の縞形のものは総々の
凹みありて、これを帚のぬきものにて滑らしく摩擦
すれば一種の音を出し、喧噪耳を聾する場
あるも、此の類の如き際立てる奇音を発しゐるこ
…宣楽の…と平ふ音の…や

あるもの此器を二個宛備へられ四十五個の…婚ひ
物へつれと云ふてゐるは、舞を概して単調の七の世、片
手をもて三孔の尺八のぬきものを指く他の一手もて
音の如き形のもの(但し其頭をさぐるあり)
を指くて多勢参集し、種々なる同じ地位
を離れざる始末と見えたり
田辺の演説中にも一二録すべきものあり　一十月廿六日録
ますますに雅楽を神のものゝ専業しるれど
芸能ますます神事に用ゐる催馬楽の類
こそ尊ぶべけれ、所謂雅楽なるものを
後世に用ゐる楽これは神殿の鼓統ある
ものなりけり、
某国の音楽の大家の

寺朝せし時蘭と吹きやうせしまの彼れへ
奏天し東洋の所のあき主流を乗るある
ハ宮ゐる音楽ゐうと云くり、帝王日を人うを
の價値を知らせるも点音踏こと云く、蘭を
雅式を乗る渡用するゐ何をゐ不ゐの楽
のめ〜思ふもの七もあるど異ゐ自動北楽
の完ゐゐゐと又云く朝鮮と指を為ゐを七る
人の楽人二處に住まし免しことあり、今を借う
十人程の僧うを命用存するゐの楽を七ゐ
るべき人を齢七十有九ゐ、帝も命ゐを平
ふしを伝はるを七の跡を見るゐしと
田を七音楽と内容音楽と形式

音楽の二枝あることを説き何れゐの意味を
あ〜いす浄瑠璃浄瑠璃の歌を唐〜人心
を感動せしめるものと分するものあるを音
律の組合せを人を感動せしめる形式音
楽こ若こうがと云へり
音律の組合せを雅人の呼吸の協同一致を
すと説き、平家の二曲び浄瑠の節を以て平氏を男性を表び軟化しゐを
ゐるを云ふを誤りゐを、平氏を音楽の組合せ
ゐ協合する特徴
けゐゐを音楽家の歌を六珠也

○世尊寺法帖十帖を始め、日本法帖大観のコレクションを試みつゝある所なれども無けれども、うゝびあるべき、版面を揭、墨こじり、全揭するあらざれば、近来全版を得ること困難なれば、これを架中の一覧に、此帖は田村奥番定版の手摹と云ふ特田術行勅成する所なり。成る、世尊寺十七代を数へ、入木大祖行成、[illegible]ゆる北まる二代行経、三代伊房四代定実、五代定信、六代伊行、七代伊経、八代行能、八代以下を書[illegible]甚だ下るを云ふ。[illegible]流を云ふもの初祖の[illegible]優秀なるを云ふまでもなく三代を較べ敵するものあるも漸々下るを連れて第一[illegible]方を頃とす、此の世尊寺系に於ては

その如くして八代に行能の出るを宣下異数なる見るべき歟。何流[illegible]の流流の[illegible]八代[illegible]道を即上せしめず、一流を立てるもの実を其の以ること絶面に於ける[illegible]見るべし。[illegible]流を[illegible]家を立てるの[illegible]術上益々[illegible]を信ずるものなり也

（十月十七日記）

○世尊寺法也を始め得る習書儒林墨蹟四帖を始めとして得たり、北[illegible]二種の帖なり。四年[illegible]のうちの也儒林墨帖[illegible]を見る四帖揃を得るを幸とす、北帖抽原

月光（俗称一流）宇佐美滄海の撰著なる所、蓋屋慢富氏如き
（天保）化年間成する終る、巻首に林鵞の序
あり巻尾に古賀侗庵の跋あり日本
法書集成中此帖瀾如を許さゝる也 價四十五円
とす

此の又元暦萬葉三冊を編の、元暦萬葉なる也
年古河男爵の所に帰し以来の巻数なし
今得たる本一本二本七の三冊を板の刊行
に係るもの、今考証すべき出数を検出するの皇
すと雖も本一本二なる柳川本を模勒し以
ものなれど本七本は詳しかるべし、三冊毋れに大口
周藤の印記に係る共に冊表紙なる体裁四一文

れども本七巻紙質同しうす桃印や、義こうきう似
たり、塙の跋のセーを此三冊とす、本も本一本
二は、藤原こ坊写こ出ること多し本七こもつまた
俗えて出ることなり、古河家に帰しなる書も
は前年幕本を作りたりしかけど部数多くして
なりしあるる世上に流布もず（十月六日記）
世の相ともする方法邸と考侯爵秋野と
大差なし、元暦萬葉相を拡張し全部得て補
礼のあの巻の内を金氏つて重なる巻こ古板
す山縣元帥の代理なる一武宜来る出前
こ巻揃す

○米國の太平洋会議を行大統領ハーディングの對内案として果たせるかな大なる代表者を招待し米人を驚かしめんとするあり、甚しく三、八八氏の選挙の海外なる活躍のボロ隠しなる也あるべきも日本も東郷元帥の代表者をして海米を歓迎し来りなどの活躍を養成して彩る公を差遣せるなる先方の活躍を見て人選をなすべきなりと存ずる首相の○なども其後

（十月十日記）

○昨夕の大隈邸に於て閣議を開き元老を招待し金子拓殖大臣と共に同人と会せ時間割を定めて文部省に於て宴し、大隈家に出入する眼目なる人々

方面と金の名義なる時分割を附し青柳三十郎通（まき）氏、奥向しるべを志賀夫人兼て
台湾の方面番護と度々招入し得ることと
電子代表氏と注意をあり、候の方面を一昨夜
四時方面腰、今朝生気の如きあり、
なる容体稍々注ると似たれど、勿論安心すべきな
ると雖も三浦博士の説の診断する様の如く絶叫と云
ひ、高熱者に世話をなすべし、
見舞客なる者は、
何等う廣徳の方の伏せの鞠あり無益なるなる
今日の薬の振はざるやと廣の仕業のあるやと云
廣の方の毒と薬と（まんが）薬を妨ら

と思ひ、こゝ三浦博士を原毒性の係員を務めしてゐる
うんぬんもいはず其親子なり、醫者の入院の時も中々
なりされど、衰弱甚と云へけんべ著る体なれ共、侯の腸
部も如都とうけもと部なる腹の痕を有もて胸部の
ぬきも骨ちくいん鼓動少こゝある腹を有、加藤子爵
家と別家に金もかゝつて稼ぐの病院中金もこん
他の人の時終日の体室何日う躍やうす風なる
無きものの二字ともなるなるなるなるなるの例なき
やと如何と論の如何を、ソラウドストン博士の時英
国ちなるようなるなるなる西洋ひも死ぬらを別と方
法と無い少分の様ハウエストミンスターエスの二の
問題も無度の様を許し望月同アベーエ

無りなりと強き、四兼ねるべきなれ、の為
ものとの雅量無るべしとも三人一段の話なり
し、もの多くの海岸列る大著木市内潮夫
七一時の本橋と本論、時なるを文お加藤子の為
こ事り金も夜病す、ある深雪の折、東京報知
物と記為を出し今と新聞に先侯の平生を叢
流体に連載すべきなる つき病院の他既あるて早
く侯の死病こつき業すること無なり、日著述と悔
ども

（十月廿日の朝記）

○時は早朝なる大濃邸と別る侯の時釈らし容体
変化なり八ツなる夕刻三浦博士来診事方の芳と云
ふ、日早朝なる来合はせなる坂本三郎 田木桂友

を信者子の事務所に延き続いて種々の新人を引
す偶〻三枝音吉氏来る、余より一提議を為す
今ゝ侯の不起を断ずるを早計なりとする三浦
稲田の診断を謬るんば、田後絶望なん、果
して絶望とせんば、侯の死を聞き初めて知る
日やのヒれきゝの也、維新以来の功侯の大勲
を絶勤せすべき時を乃ち侯の最後の時也
倩命の功臣と云ふべき人今ゝ侯を措て他こ
なし、山縣松方諸伯等の功臣なるべし
侯に新し四藩の誠あるべきを切論して
政友今内閣を倒〻奏請せさるべし、侯の
功勲を公平に認むるを原首内閣の手柄と

して記入すべし、四民収攬のよきを政略する
あんば原の如き彗敏の政治家或を此の術
策を可とせんも如何ぞ可ならん、保し山縣に悖
る所あらん、然れ共此の術策を可とする断し
得ざらん、然に於て愚者を四民を提撕し
原をして之れを為さしめんるを新少紙を新
用する一策あるのみ、都鄙の新少一齊に
北の大勲なる人に四家をめの仕向を
為さゝるやと思ふ、権熟測定き込
まば原内閣もよるの之れを馬牛に附し
去る所の者なり、
と坂本翁田木に答へ之れを一のとす、余翁田木に答へ

[illegible]

待ち決せんと午後に列り高田素邸につき金子之

九を図る又信夫氏も図り、[illegible]と雖し操縦の

手配をなさんと共謀を図り大体の案を決す、

名刺のめき秘密のうちを掘織する為め最高

幹部を要するとの説明あり、左の十名を委員の名

義を命ずるのうを[illegible]

[illegible]

武富時敏　[illegible]人　[illegible]

高田早苗　[illegible]　鈴木荘次郎

[illegible]　[illegible]　平沢[illegible]

町田忠治

十月廿一日の和記

十二

以後大隈侯容体変じ在、三浦博士の診察も漸々

緊張に傾き、虚脱の疾患あらと雖も[illegible]の終焉も漸

十月廿一日晝

正午前ヨリ氣分良好トナリ食慾再進ノ徴アルモノノ如シ

體溫　三六、一

脈搏　六〇

呼吸　二〇

食餌　粥約壹椀、ウズラ玉子壹個、野菜少々、刺身少々、

スープ少量、牛乳七勺

やく落ちきるくしとゆきき初めも稍眉をひらく
殊に此数日疎通を欠きたる大便も通じとりとめ
り、然るに彼の容態を少しく吟味するに吟味及しよ
りしかすとあり或は吟味事務の如き
衰弱の身体に障りを生じたる歟、（十月廿日録
（此午の容体は別紙の如し）

今日午后大浪邸を辭して二時頃に帰宅
木村来られて二時頃迄滞り候の事件の
ものを強り書き録やしたる時の如き
き話弧の光也

○京都の去る六日人下村出発せり火後の
往営に出取敢へず バラックの庵を建築しみ月

十二

後に、現下商業為替を投し且つ北の海産と
PETOEZ-X Hall と会見したることを云ふ、北
PETOEZ-X も希臘に流る有る重要なる事件
なる事件後接吻し又た庚燈中にも然出し
再び活動せんとす故に甚くもの也 仝上記

○帆足茶里こう軒山陽の日本外史を縦横に雄
弁なるものあるとやはきこしを数年前のこと
きこう岡こ氏の首を見るを得たり
なり北の首を茶里の門下の四天王と呼ばれ
る後藤兼（柏園）の墓隣りなるものなり、大
体を見るに直しの方ごとに住するを見る、北の
外出を山易後年の心なるあるなり山易とも

文政年十二月廿日

夫し満足に感じ、臨終の節意を表し自家の棺に入れて
悔めしめ、侯の原文の侯ハ原文の侯ハ
後藤の宮本も首尾のおの不在不所と云ふ
意成しなり也

○廿二日　早朝より大隈邸を訪ひ、侯の病状容態
接す、侯の病状容態ハ昨日以後と同様
つまる親戚内宮を深憂あるものなり
福田を楽親ハ、其の病ハ言ハ不ハ悩ん所
種の疾状生すと云ふ、若し果して然りとせんハ特
久の古伝を得せるものなり、見表家の殺刑する
生涯なり今日の如き生況を続ける能ハ遺を

十二

すのみ、漸やく倦めハ大切の病なり、却
つて病勢を来す虞なきにあらず、宮内
原の地病を様とし聊か解くを可
なりと地方針を以て記者と接し、又四人
に新しき日に必ずしも素部に及ハさる点を通
ずること、しかり、但し余等五七の者ハ
全く除かるべ
侯常氏高きを経験の出ずを第一の病の
なり侯爵の最後に君甚苦しきことあるを云ひ西
白こと、但し持久とそうく経過ハ
当あへきなり、早稲田大学の如き相応し
を或る時期と出し其の経費の考合未

を補ふことと侯と雖ども謝恩の一端とも為すべしと金五拾両提供し置候間速やかの立
替相成度旨を金子高見に同ず終と高田藩
高徴しこれも同意なし、唯だ地の金を死
前するまでの或る儀式の儀会まで後
の成行に委決することの時に会はせよ
とも十二時と仰せ出でられ京都朝日の記事を
へ呼ばるの引つきに一時なる四時なる者
時間先侯の御ふを訪ひ申上げ
なるまで完結す
○と雖ども早くも侯の所到る、而て元治元年慶応元
年に渡り侯の容体在良を報じたるも一原因なり

余久松家後と座敷不と暫時渡る、久松の余の間に巻
へて座敷の所左のごし
侯の維新頃の邸宅は最初麻布にありて後今の
三井倶楽部の所にあるなり、而して三千坪の田地
の屋敷なりし、なんとなく三千坪の田地
家を保ちも買ひ入れる也、後の祝宴に之れと
譲り渡り、町と称り、終と維新に移築する
ことなり、大工は木下侯の宅を作りたるもの也
等為を撰命し、なんを佛蘭西公使と共
しなると六万[illegible]年迄[illegible]侯と高的共
報恩と思ひ[illegible]
いたしたるなり

雑司ヶ谷の隠宅の時と候と申(まうす)まく変り深沢の記
る(きと)申(まうす)き早く徒歩まうて家を出て岩谷人
谷の邸に引移きて候ふ、母君と夫人と共深
新宅の親劇こと引移きあ守ろうしが
夫人清劇の田半バる内邸さんなりを危険
なりとして新保所の三枝方と面雑居なり
久松日も母君に附添芝居果て後さん又
本邸へと帰へられ三枝も久松を
ひとり本邸へ帰り男もとも地蔵ヶ銘琴丘
こと竹橋と共に暫出す銘流と候ふ内の寝
室(二階)に向ひ新放さんと義の手配
し方とるもなく鎮静されなり、奥倉市松侯

の邸内にて初めて少く
所まで、こんと久松侯を狙ひ
加雑しなりと信ずるもの多し、自分も
ひく思れなり
今朝病侯義母よりく左右と祝して自分の家内
食子の出来ることなりなる比動機を方便ならん
物の恩物ありうあるを感じ合もうる
食氣うり附き初め比の如、荒し自分の疾の癒る
とあらば全く聖恩と撫ずと侯ふ、且つ侯ふ
夫人うち此の恩物の食物を手かこと納記さん比と云
ふうう夫人も嘲さん新と少を少き差あり安
体を少きる来る新少記あるうち此の子美を侯ふ

ことなり、

方法ひとり物いうと生気スープ若
こ鶏のひとり、宮内省の例を大抵瀕死の
境界形式四と異物ある事うけ取り、かと伝
物の色あり実を意味なり、而も今回の異物
後格を遠者これうけ生の端を得ると
すれば、之れこ顧みを宮廷の慣例を改むる
の要あり

例と掘り自数の四人庶接室を終る読切り、陳つぶ
しを読を経るの方面と直る、ある人者者
候の病原脱とゆき九有効なる利原剤を二
回トコ、ちりと経験上を献するもの

あり、此の推物のめきものを細なる花の
つきかのうち、禽をの止まり木の禽の爪を
うけて止まる木を云ふ、此の中の倒をもこれ
を指す事なり）を此の木を以て此を例とす誰
うか禽を云ふ、何ぞ利目なる植物と見
へとも、久米邦武氏例のみ此のを種の
誤読ある為大限候の業績の多き及び見
なることなりと云ひ且つ候とある時おの言
を言ふこと君の如くんば利庶長命を保ち
得すと読んだをの誤生つ為めに候のめき
大僕人、言んくもと推為もをりく候の寿命
を縮ちく候の業を俗ちなる生見あり

と余評す、余伝聞する侯の説と相違し侯ものと研究しる結果を陳べて侯を論じ出でんと断す、（此説を別に論ずべし）此説耳を傾く、在中伝賀生の者多数見る所侯の説を一説し侯ものなり、余の説と異なる説侯の説を一説し侯ものなり、余の説と異なる説

鍋島桂次郎曰く嘗て副島種臣氏と共に大隈の書を示して杜撰なりと余に裏面する者也、副島に就て武帝曰く副島は漢学の蒼蒼たる人なり、稲富家と世襲の家にて龍を漢帝の裔を云ふ、然るに龍る人副島と注意せしと云ふを日本の天子と称せしと、副島の意と如何なるや、再来種臣と改む、君臣と言ふ

し侯也と一笑す、余聞ふ弱を養海と云ふ八丈島、余試みに解釈を試む海を海と書き表を高田味噌の名あるを高田の姓を深海（深田）と云ふ、余武帝は如何、久米武帝は如何と問ふ、余武帝は如何と問ふ、武帝曰く多分如れ云ふ未考撰を得ずと武帝を永禄年間の天子と血統の争を生じ時和十三の皇子（十三宮と云ふ）みる枕河の某氏の船と男を抱き日本と通ず来る時六歳、とん武帝の生先初て時殺を十二代目と云ふ、家に錦襴の服を着す、紅色を日月星辰鳳凰波濤菩の織出しあり袖頭る

長きものなりと聞く、武帝之れに就き次の言葉を
おろ考うこと云さんと約する、方面軍編入ありたる関
西出張の帰り京都の大丸を訪ねたる際の事と称する曰
く毎日前の伏尖さを羅りと注家くて
村人と高砂の加茂邸へ
石井の言を語りしなる
想つて西側を感し以、西大寺中を例の流儀を高中
なる黙祝し得ず、番頭に伴れて新しく其家
に到り篤く謝意を表しとなる如き市中を廣の
と廣人は焼のまを不好ありと饗新屋敷
山の家りとこと云ふ昨夜四時を形くり、饗応屋を
こと営業と大打撃を蒙ることなり又こまま

び高崎屋の得意先なりしを下村丸の預りの不如
こひとくに日時と言ふも祝ることなりの花柳界を
共に一斉に大丸の傍を押しかけ買物を
なす板のなる廣を言葉の無品に忙殺せられ
高崎屋なるあり大なる影響を受けつつあり、
但し大丸を憤慨し終いまくの仕入をなすな
るもの、打開策として群なる婦人顧客の為
用に應し直接、これを頒る色貴(紙)としおるを
板なると人氣を如きことを一方に集まるもの、
大丸の此人氣を恐れ特に老舗の徳の改すなと
なれをつくく感じ入り
古山、塚上、早稲田家を約の仕事 吉原の提上と木

村徳衛（ムラトクエイ）の知己にて、共に徳衛をまず
吉山の人間に出せしに初男の況に見る出張す
其日大つの海岸に吉山木村ざを初接に後
木村と野遊せし（ヌ）君を其原の[illegible]なる様に
て、木村出張（ヒ）に[illegible]実を以て告ぐ吉山
ヌ）に俗[illegible]を笑へる上等なる八を行けぬ」と北一流
海命の洪笑を博す。
北枝醫師の[illegible]を疑ひつゝ[illegible]隠
なる座を今く無しと[illegible]ここ[illegible]熱層とまく
[illegible]と[illegible]、大根[illegible]
と出せ（ヒ）[illegible]
こ[illegible]が[illegible]
て降心[illegible]

金津八一曰く
瘤を
尾市に
面形と
いふ如き
[illegible]
[illegible]
[illegible]

（伊勢[illegible]）に面（ヒ）歴史の公[illegible]八[illegible]
七千[illegible]
[illegible]の[illegible]を[illegible]る月[illegible]
あきの浜岩のいかりをくたきけり
ちきれも潮さもまさし出のこゝ
こゝを[illegible]し海[illegible]の尾市
[illegible]（ヒ）する[illegible]
十月廿四日記

○小川[illegible]出[illegible]
芳郎に行く、[illegible]夫人[illegible]故前[illegible]

一面を彫り、中に大印五顆を彫り、半面刻の三顆
樹余敬と彫り、他の二顆蕾香亭の刻する
一顆路印一顆弟を刻す姉妹印也、則ち
左のごし

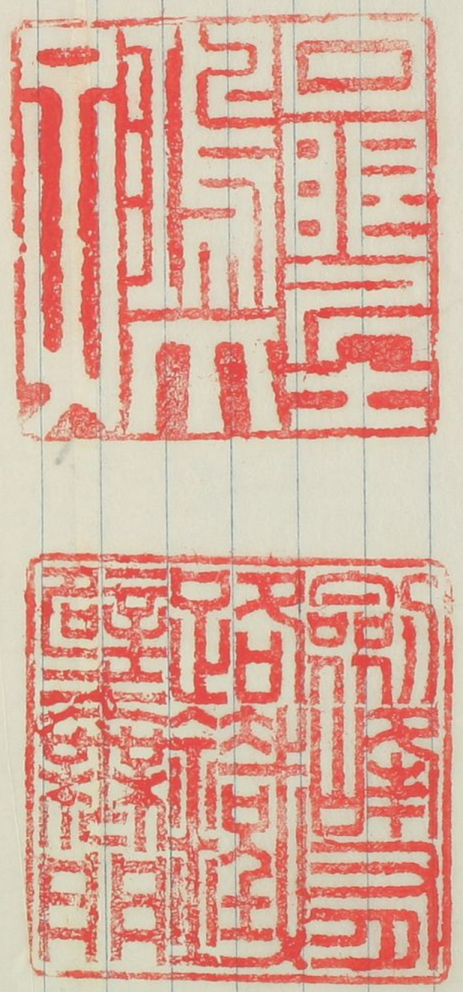

剣峰有路鐵壁無門

此の時余う生記紀念碑と弔かしなるを以て
余名家の印を蒐集する事あり、洛中なし
遂に印六拾顆を刻し、余も亦た多く
（十月廿四日記）

○真跡伝説と称する物、庚記未定稿の俗称なる
寸本、印、を中心とする北記文と称する叙事
略し、其し協合を見る他に二三点に過ぎる
如き物、西方五峯を中心とする地図
を示めすと称す、北文寸本に托し余の略歴を
叙す随て文稿と集見せん余の敢て如きを知
寸本に詳しくを欲すと云
（十月廿五日記）

精小廬記

春城市島君吾從兄也卜居於江戸川之南名曰精小廬余每入東部必訪君壯歲有志于経綸夙以大学生建白当路後卒政黨爭覇東北也瞻氣壓敵羅筆禍投獄而毫不屈尋擧国会議員隱然推越佐領袖晩去政界專親図書如無復意于風雲者今茲辛酉君囑記余或疑門牆之塊庭囲之岑華屋孤之且君文章与事業世咸知其所交非名卿鉅公則一代文豪而精小自命庶幾于徐翁取集明名屋之意欤

然焦明巢記得拙堂文著今余不文何望万一焉凡物大而粗不如小之精故畫惜墨如金書亦尚瘦硬精而小故能神通而妙顯矣古未道穉諸家之辨小大說幽明非不盡而九萬鵬程時不免鷽鳩之笑八万法門別有教外之傳世之徒涉獵浩澣図書或不及読破一部小冊之有利者由大而粗不如小之精耳君愛神珍寸本過食色蒐集涉年所藏既踰千旁收古印小函相摩累々滿架而不以自足遠索于海外亦有見於此乎抑余又異焉君往年酒

豪自許有客對酌不辭斗酒而一起談國
事也氣焰万丈泥塗軒冕屢出入死生之
巷氣盎矯今則清廉自持酌醇數杯止於
微醺亦豈出豪蕩入精小者乎今之称名
士者衒外而無實大官而受縲絏之辱多
汚銅臭聞君之風亦可知所以少警吁君
精小自喻而其行亦知此朝談千古書夕
交天下士以導後生以補世道則吾知其
益于詮論有弗可量者也蓋聞飽太牢
者喜小鮮猶酒后求奉君之徵記不於都
門文豪而於尊莽隱士余惟次所疑以為
記不知君所求果出於莽氣耶抑將為小
鮮耶

乞正

信城再拜

過日出此稿乞正青山塢谷翁未見
返稿一日有千秋之思

文稿中拙者の集記と云ふ可し今偽作

焦明巢記

齊藤拙堂

己丑孟春。荻生君宴海鷗社諸人於其舍。予亦與焉。酒半。君指其扁曰焦明巢者。請於衆曰。是吾曾祖徂徠翁之書。願諸君有記焉。衆許之。或疑謂焦明巢乎蚊睫。蓋物之至微者也。徠翁平生。多曠達之言。今不取鯤鵬。而取焦明。以名其廬。何遽自小也。且翁夙立家學。震盪一世。宜搆高堂華屋而居焉。今其子孫來入我社。邀海鷗之群。群亦多矣。非一蠱巢所容。此何所取義哉。予謂鵬程九万。鷽鳩見其遠耳。鵬則不然。

椿壽八千。蟪蛄見其久耳。庸士以天地為廣。至人視之一苾耳。鄙夫以秦楚為大。達者視之一蠻耳。一觸耳。蓋翁之為人豪邁磊落。玩弄一古之人於股掌之上。万鍾之富。百城之居。視之蓋不直一錢。而矧其餘乎。然則堂非不高。唯翁卑之。屋非不華。唯翁陋之。宜乎以焦明自喻也。予因有以慨焉。今古之士。學殖不能窺翁之一班。材力不當翁之一臂。勿論已矣。乃傲然自大。往往標榜以鯤鵬。抑又夜郎之王。公孫之帝耳。烏兎井蛙之譏哉。然則以鯤鵬自處反

見其小。而以焦明自喻。其弗可量也。自翁之沒。世儒攻翁者不尠。使翁聞之。其亦以為蠅鳴蟲飛之聲耳。予与翁夢殊其統。文異其宗。本不相為謀。然見其自處之小。而知其成大名非偶然也。遂舉以質主人。々々笑而首肯。既罷。書其言為記。以要翁一笑於地下焉。翁其或拊髀雀躍於余言乎。抑亦以為蠅鳴蟲飛之聲乎。

沈文熒評。簡潔。

石川鴻齋評。徂徠睥睨一世。以鯤鵬自處。而以焦明名堂。顧延客接賓之處。猶

唐伯虎題湘英家匾。曰風月無邊耳。有終氏引諸書作說。專於虛景箋弄。紆餘屈曲。頻盡變態。而文字嚴格。足以為世警。雖莊叟不能得而及也。

○十月廿四日利根大師高野山へ一緒をうきの二三の
出郷を船にて示さる

法隆寺壁画をみてよめるうたのやう

いにしへつきの枕さめ〳〵夢のごと
かべ絵のほとけうすれゆくけはひ
あまたびしば光のひろ庭をめぐり来て
立ちとまるわれをおもひ出でし
聖徳太子のゆかりをあまたあまた秋のなかば
あまたびし寺ゆかりあまたあまた秋のなかば
燃ゆるいらかは今日見つるかな
〃〃
うつしよのかなしきをいとうきの

身をうらみしを遠く来てけり

○高田書店より出版する前時代的遺物印二顆と三顆狩野鉦寿山造

刻する不良、刻住ちうさんしゅう翁の名を刻す、亦廃し去る

一つ一つさる数

書記す前に収めし印影を見るに高田書店数種と

高田香遠の名あるを見て直ち

香遠の刻と四断しとす、然る後捻する香遠の刻とあるべきなり、思ふ香遠の刻を厳しとす刻者

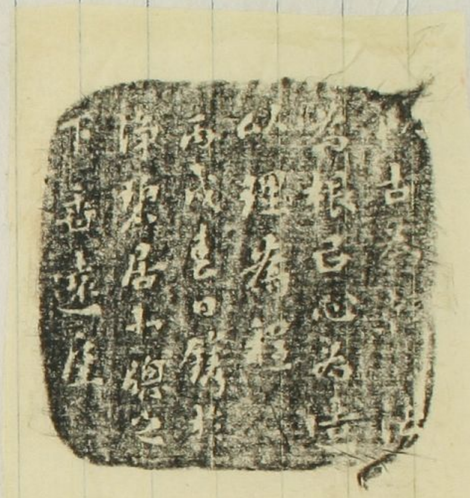

来比考へるに遠方、疑議を上欄するなり、右之

收むるもの即ち是也

文云　以古為鼎　以法為根　以心為造

以理為程

丙戌春の鐫　於浮梁居北宏之

香遠庵

下

心義墨　大胆英力

明治十九年丙戌春三月於馬

歌松梵精舎

香道人庵

大正十年十月廿六日記

○大隈侯重患に罹り絶望の元河内を所望する事朝の所望を逸早く記事を今と考へ侯の宜を望んことを求むる蓋し侯の平生を知る者詳なり余これを早朝侯の邸を訪ふに連日接客と応接せられ亦深く逆るを憶記するの暇あるなく然れども侯甚し起すんば死後の忘れを為るを恐れとす暇無き可きを務想し一層甚しく苦しむあるに深く記事を社宅に招き約六時間に亘るの談話を筆録せられ談話事項約七十多くは世に知らざるものに属し而も多く八政治に関する奥向のものを一切省きたり甚し余

もって静思憶記の日除日記あるべしめは之れに信ずるの事項を表し出さんと敢て雖とも余も亦雖も北方面の事に亦市を調べべき動侯今を危険状態を脱し医師の患へなることと及ず余の忙中の努力を今く徒労と帰しもるも而して其の後学こりしを深く遺憾とす

十月廿六日録す

○御用の亡友三浦宗春漢方醫浅田宗伯の高足なり折り に触れて語りしことあり西洋家に無く漢方にあるもの 滋補剤乃ち丸一なり滋補剤を主とし薬の如くも 薬とあるべきも知れざるも食を絶つ病者と食物同様 若くは以上の滋養を与へ終に記録死回生の効

を奏すこんを薬剤と云へんも敢て可なるべし大隈侯後
今次の病患の如き或人を絶命せしめ深く意外に
〜医師之れを為すもとも其の治療の漸
次後しとなる因効の治療一種日の特効心用
を記して之れを播布し再後治療逐次後しとなる
也若しこれ無ければ当時の絶命意外の驚くべしや
と知るべし若し侯の今次の病患新
薬を憶記さいなるを得ず、洋家を牛乳
を以て滋補剤とすれども漢方の丸と比べ
効力果して如何の調剤法を以て
さらしを表成す
十月廿六日
つゆ子の病患中の分量又施治を書のもの

大仏殿の模型をつくり
さらしくなんとなるを
うけ稲のひま絵こぼれて秋の色
ほとけのひさかたかたけう
秋篠寺にて
まばらなる中のうるはしの白壁
しのめをあかき柿の実の数
洒坂を登りて犯猟茶いとる
柿の実を拾ひてくらる村人に
いくたびあひし洒坂の文
かけ茶屋に出るまで茶むらの
土とうるるみほとけの顔

橘寺をも太子を慕ひてよめる

くろ鉄の手綱のかぢ鉛 移りさすやな

みゆにしるのあとをもしらえぬ

今昔八人法華経を供養し給ふ

仏菩薩修行をなさしめ今昔地方に於て金を

鋳味を用ひる石仏 稲荷と日を書し、日と数

等の石仏の端をとるとなる、前年の龍仏

を写す其の端を朝しとるもの

口真言宗 成と唱へる金ちう物産記 図と印

との中相ちがふ 新年の時と共に極楽の庭ちう

金仏て左のかきる字を深かんことを

君が図を願ふ其の名 のめ集めたる

者十番こなし 図こう刷するもの六数

百こよる図書と称を百せるもの天正

年のもを元亨釈書 所の年寸本の為

集つとめ今や数千用こ上り書物八通和

漢し異と然こ満つ来れ之れを石仏

玩見のめし 所を陸奥の国大橋共

出大小絵三寸八絵一寸横六分

所謂る立本と称するもの為し 稲敷の為

ちう 入点印 願ちう多年 英集 奴隷

千歌を 紀石 為今之れを入る 紅葉 紀

満ち五光六彩 目を奪ふ印のか 且 物図書

寸

こ信するものなり更のかをぬる時を要こと一
なりなれども所なるやや
知るを信ぜざること之れを補らんとするや
の前り大限侯大患と羅り危険状態に陥るの日、同
人多き邸内の一室に読め皆る憂色あり、忽ち白蓮
女史輝子（柳原氏）良人の家伊藤右衛門らし
情人宮崎某と走りたりとの一報あり、読め合
社員人事部を拉せる折柄とて、時に個の訪問柄と
ごさんぬと、異なる北伴を論じ始る時の移るを
知らず、而して読会の日人多くて多人なるうち多の北の
婦人こ日信するものを実と無く其の婦徳を責
むるもの、新聞紙上之れを筆誅せるを非難する

もの多きを如何ん、時者は又社員一家と集まる
こと前の如し、而して時間を以て、次第に武家
風く、時を面白うとなるも時の続きを生つ比
らどうなるらん」と一世哄然たりし、余後すし思ふ白
蓮を元とする者を社員中余一人なることを、今
更別府に潜ひ、一日耶馬渓に行えと別府を
発し、中津に赴く（金）中、一婦人り一女子二男子
を伴ひ車室を伴ひるこの同し車室とあり、北の一
婦人（金）宮崎と物会すし、もやや里るく（ヤセ）
何とをく憂色あり、服装華麗とあるあり
さても一見富豪の令夫人あり、一男子の洋服を着け
たるもの金屏風の前を乗し乗し北の婦

人の例を挙げ、○初めて家従たりうと思ひしが其の
越方然らず、勿論長へとなりて年歯婦人に成れ
こと其つ後を敬服を婦人の用を、薬を良人を家従
もあるべきさまなり、他の一婦人を妙齢を容色物
らず、下婢もあるべきんか主婦人の友人なるもある
べき勢位の一男あるを制限を義理生也、此の主
なる一婦人こそ白蓮なれ其の例なる性しなるもの恐らく
宮崎某なるべん歟、武地其の当時に似寄りたる
やうにも而類化脱なり、但し去幹なる婦人を年歯荒
きやうの点に付

十月廿日記

白蓮の話をしきりに柳原義光の妹なる其の不
幸の無き成を嘆し、柳原白蓮と次の如き

ことあるべき也、伊藤の妻と称する性なる匹
後言なるべと、此の動しを妻と不倫をなるし
ある雅武、近来地位のこと自然主義自由恋
妻などいふなる我儘の上海と化と起る風紀
の為め慨すべし、若し社会のこと之れを制
裁をかける無んば、破滅言を思ひさるもの
憂多し

○無礼自在敬、白浪居氏の流宮敬：余するの名
を流れこと坊況くしし、図書を流宮的に成り行列
など活宮的人形をべくく揃する例なり、黒川真道の
不敬こかる豊太閤行列の図をなるべく見ること

あり乃ち北の例なり、さるに印刷屋後合歌印る
東京高等師範学校出版なる『言語学』の後も同一の人相互に
押しあり、これも同じ例也、知人の話しに盲人
う花平の活字を以て日誌を作りなるもの同じ合
に出版しあるしに由なる、見物をもんなるもの
[illegible]
○此日神田教業中　村山氏居に於て左の二冊を得
り

十月廿日記

一　顔含玉篇　二冊合本

韓版　銅活字本

稀覯の書に

十二

一　日本詩紀　十五冊

市河寛斎著　寛編に係る　此も様し
上るる　今次得なる好古本なる一、
二巻十八十九巻の二冊缺く、外集
も六朝なる似なり　先年刊行なる於
て活字版とせしやなるの今座右
に其本なる後の換ちんことを期す、
北宮本は各巻に「對花観桜」の
印あり、石川舞台の舊花とも
元なり、閑を得て久本を補写ちんこ
とを期す

十月廿日記

一　思帰飯記墨帖　一

増山雪斎、世子別墅に医僕を分て文
遊を為し自ら十二首を詠じたるもの
のうち序跋中に在る者本
世嗣性こと能くることを言ふ、黄義先
務弱し後雪斎の養子となること
之れを以て記すべし、此の一帖亦日本
法帖の一に加へて一の也
又北帖第一末に沽券船記を
収む細務愛すべし、北記一名黄
河の考めて作る所なる所
る也

二文共に寛政六年の歌議なり
の薩摩長江の書幅を焼山紙本長條幅巖側に
黄を添ふ、一詩を題し、長文の題跋あり、中に兵
後に後のことを言ふ、長江頼襄、頼山陽、鉄
九郎通の嫡也、即ち春水兵役に服したることを記
するもの也、余第中に長江の山水の幅二三あり、而
して未だ花鳥を作らず、晩秋の香の節北の幅
に就て考へ

十月朱九の録

解印帰来頭未鶴洋雑聊寄江亟辰陶潛ら
我日無官偃蹇如特書幅数丁字石不得忘偽造兵後
余往初性好書画数丁字石不得忘偽造兵後
ふる新後於紙後摯偽録分僅葉下墨

以養性事業已三年奉命此東京一の観
秋谷張昆墨菊初憶蕭蕭不左形似画
而左得其神豈獨画而已乎其先偶索
畫酒写飲聲以塞責　吳江流古宗
時在甲戌夏七月　懷前
外に一幅長三尺の不二墨梅を描き偶作を題し長
尾高あり、白蓮とあり先に酸似す、光八早く歿す、古
雪と號し深と称す、
○会津八幡邸にて又浜孫を主の七夕
○流灯　七月十七日に利る家にて
なき後の前の夕方にきめうけも
きよらき川瀬にあそぶ子かな

主柿とまきまきとをひとつで
くれもて中きく流灯のみち
岩ばしるや佛の際の遺し素し
柿の實あくまで人をうらぐく
メさうれば岸の埴生にしるる解の
赤きはさをを秋の風あく
○庵とよめる　二首
うらをわびしたちあくうなる撫庵の
撫子のまりるこの風の吹くも
木かくれてあくまでうきさをしうの
角のひいきよりけりけり
○角切りとて

樟蔭の角きる人は大寺のいらかを
やふる屋とかし侍る

十月朱方記

○頃日得る所の宮本日本詩紀を刊行會排印本に對照を試むに、初に依て舊の得る宮本の兩集若干卷丁集全部、別集一冊の闕如を補ふを得たり、刊行會本は米庵手校の木版十五卷を基礎訂正したりと あり、依て初めて刊本の存することを知り得たり但し十五卷とあるは全部上梓されざること知るべし

刊行會本の緒言に曰く

一本書分て前集四卷、甲集二卷、乙集六卷、丙集二十二卷、丁集十六卷、通計五十卷とし、前集は天皇及皇族の御製、令制を收め、甲集には淳和の朝を延暦に遡る間の人臣の詩を收め、乙集は大同より天長に至り、丙集は承和より寛弘に至り、丁集は長和より平治に止まる、本集四十卷の外別に外集、別集各一卷あり、外集は菅家文章集上卷を收め別集は詩集の存する數篇及び菅家文章目を收めたり

一本書の校訂に用ひる本は一、二、十八、十九二冊別集一冊の外は二十卷十冊闕如し居ることを知れり乃ち丙集三十卷以下を闕く

郵便創始の功績者

故前島男の建碑

坂田氏等の奔走にて 工事進捗し年内に除幕式

郵便創始五十週年祝賀も済んだが其の創始者たる故前島密男の出生地である津有村大字下池部の舊宅地に

野草繁戰荒廢して

過ぐる者をして低徊去る能はざらしめる、建碑計畫に就て奔旋しつゝある坂田増五郎氏は語る『自分は同志と謀り同感跡の讓與を得記念碑を建てゝ其德を後世に傳へん計畫を立てましたが經費は八千餘圓を要する、地方有志の援助のみではと思ひ上京の節市島謙吉、増田義一、澁水宜輝諸氏に援助を求めました處市島増田兩氏の御配慮に由つて澁澤子、岩崎男、大倉男、樺本、内藤、大橋、久須美、間島、末延諸氏を始め多數の同情で三千餘圓の寄附を得ました、殘額は津有有志が郡長殿又は町村長

各位の御配慮に

由つて一戸當り平均十錢以上の寄附

御盡力は多謝に耐えません、幸に御配意は亦い次第で就中書原の最も風間さん、高士の佐藤さんの御同情の御配意は亦い次第で就中書原の最も風間さん、高士の佐藤さんの御同情の御盡力は多謝に耐えません、幸に苦樣の御同情で計畫の進みつゝあるのは欣幸に堪えませんが、建碑は高田の眞野叱石氏に一任し基礎工事も成り石材到着しました、碑は周圍三間四方高サ四尺を

石にて積み立て

中央に石を据るので石碑は高サ十五尺幅四尺、材料は全部水戸產の花崗石です、表面の『男爵前島密君生誕の處』は澁澤子の揮毫で選文は市島長の談話通りです、碑石の彫刻も進み除幕式は來年内にもと思ふが或は降雪期にも入らば東京面の名士の來會さるゝ都合上青志と謀つて陽春四五月の頃に致すかも知れません、何にせよ今回の計畫に就ては東京の市島翁に非常の御配慮御盡力を得た事は深謝の外ありません』云々

深い縁故から 建碑の撰文

市島謙吉氏談

前島男の建碑に就ては自ら揮ふべき種々の事に與つた、實は翁は自分が最も尊敬する偉人の先輩であり、翁の傳記「泡爪痕」を自ら編纂した故もあるからである

越後の雄牌發起人坂田君を始め東京に在る前島家其他高田博士等の親戚も、皆自分に万端を任かされ何を相談しても皆自分の案を可とせられた、隨つて事は甚だ簡易かつた樣なものゝ、なか〳〵面倒くない、大体今の時にこんな牌を建てるに、舊式に泥むことは妙で人知れぬ苦心をしたことが少なくない、表面の刻字を紀念牌と云はずに、直ちに建牌の意味をあらはす爲めに『生誕之處』とした

碑の字を書いたがおかしい樣だが、碑の字は書物それ自身が碑がある以上碑の字は當然である。その揮毫を澁澤子爵に願つて陽春四五月の頃に致すかも知れ

子爵は維新の際

全然漢字を離れ

前島男と共に親臣から特に引上げられた二人者であるのみならず、新政府に於

前島男建碑

市島春城氏談

（七）

◎前島男爵の建碑に就ては自ら揮らず種々の事に興つた、實は翁は自分が最も尊敬する鄉の先輩であり、翁の傳記「鴻爪痕」を自ら編纂した紙數もあるからである、越後の建碑發起人は坂田君を始め東京に在る前島家其他高田博士等の親戚も、皆自分に萬端を任され、何を相談しても皆自分の案を可ミせられた、隨つて事は甚だ容し易かつた樣なものゝ、なか〳〵倒れて人知れぬ苦心をした事が少くない

◎大体今ハ時にこんな碑を建るに慣式に泥むことは妙で無いと感じた、表面の刻字も記念碑などゝ云ふに、直に建碑の意味をあらはす碑文を「生誕之地」とした、碑の字を闕いたのがおかしい樣だが、物それ自身が碑である以上碑字は贅である、その揮毫を懇願し翁は維新の際前島と共に幕臣から特に引上げられた二人者であるのみならず、新政府に盡力して艱苦を共にした密接の關係があり、特に此度の建碑を喜ばれた事情もあるからで、炎熱の折柄あれほど大字を打揮かず直に揮毫されて誠によく出來た

◎さて碑陰に刻する文章は、初めは全部假名にしたいと考へた、ミゝふのも前島男は日本最初の漢字廢止論者で、慶應二年に早くも此趣意の建碑をされ、爾來此の目的を達せんと努めて終つた、其の目的を達せず終つた、そこで自分はせめて碑文丈けでも假名にして見たいと思つた、言ふまでもなく金石の文は百代に傳ふものゝで、百代の後を豫想して見ると漢字などは男爵の先見の如く全く廢されるやも知れず假令全廢されずとも、專門家でなければ讀めぬとになるかも知れぬ、男爵の功績を田夫野人にも理解せしめやうとするには現代でも假名に書く方がよろしいと考へた、しかし二ケ月を努力したが終に失敗に了つた、

◎第一困難を感じたのは固有名詞を假名に書いてもわからぬ、第二漢字で無ければ言ひ現はすことの出來ぬ言葉もある、西洋でも固有詞丈けは羅甸や希臘語を挿入する例もあるから固有詞丈けは漢字を入れて他は假名とすることにして試みても見たが、全部漢字を離れて何人にも解り易くするとまる〳〵白童用の小學讀本でも讀む樣な味になるので、百代の後の用に偏すると現代の人に對してけ滑稽で免れぬ事になるので其道の大家を煩はしてイロ〳〵試みたが四百字に限られてゐる範圍では言ひたいことも言はれぬ不便もあるので、遺憾ながら假名案を廢することになり、全く時文に書くことになつたが、さて時文に書いても男爵の事蹟は大略と雖も錄し得らるゝものでないから、其の大なる功績の内殊に百代の後まで傳ふる値ある丈の事、別して郵便並に其他の遞信事業に主力を置くことにした、郵便に關して較々細目に渉した、或は飛脚便の事までも云々した譯は、皆後世の爲にする用意からなのである、現在と雖も最早飛脚時代の不便を知らぬ人もあり、小包郵便、郵便爲替、郵便貯金の制度の如き何人も其の便利を感じながらもはや誰によつて開始されたかを知らぬ人もある位だから、わざと詳しくしたのである

[illegible]

で見慣用の小型讀本でも讀むごとき味になるので、百代の後の用意に備するとは現代の人に對しては滑稽を免かれぬ事になるので其道の大家を煩らう大方の教を仰ぐには決して吝しては無いけれども、其の発起を請ふては後難するには事情が許さぬことを潛慨とする、字は前島男爵と其の家族に因縁のある坂正臣翁を煩はしだ筆者の名や文章の選者の名などは百分の一も後世等の意味もないから、これ等も省略に從つた

碑文

日本文明の一大恩人がこゝに生れこの人が維新前後の國務に功績の多かつたほかに明治の文運に寄與して永く後世に德ふべきものは郵便その他の通信事業である、これまでは緩慢な飛脚制によつた手紙が迅速に正確に頻繁に集配せらるゝやうになり小包郵便郵便爲替郵便貯金の制度の出來たのもみなこの人の賜である海運業や新聞界の先驅者であり、電信電話織道の開通の殊勲者でもありことに日露役より先に敷設された朝鮮の鐵道の計畫者でありまた早稲田大學專門學校の教育事業や保險海員救濟などの社會的事業に對する顯著な貢献や幸先して東京遷都を主張したり維新前から漢字の廢止を唱へたほどの非凡な先見はいつまでも忘れることは出來ない忠實果敢の人物であつた大正八年四月歿年八十五

文國で其の材料も郵便電信汽船などでありてはの頗る難事であることをつく〳〵感じた

多分此碑文に稱々の議論もあるであらう大方の教を仰ぐには決して吝しては無いけれども、其の発起を請ふては後難するには事情が許さぬことを潛慨とする、字は前島男爵と其の家族に因縁のある坂正臣翁を煩はしだ筆者の名や文章の選者の名などは百分の一も後世等の意味もないから、これ等も省略に從つた

○此碑の午後（四時）拓する又まゝ早稲田中等の例を廿五年紀念會と式典を列するやう拓する人の人物を拓うるやうに賛し此自分の釣主者の一人である所の少年拓する紀念碑（三月廿日）拓する又紀念碑（三十日）を拓する此、式典第一拓する人と拓する者との流儀やうを拓やうをやきせう此懷舊の感と拓くること

十二

余を拓する朝拓する早稲田拓する人の拓する紀念碑と拓すること式典を流儀を拓

余自身の式典と拓する前島男爵が偉大なる功績のあつたことは方今まで知らぬ人もなきが後進の努力を全然無視して居るのは遺憾千万城の一癖とするべきなり

[illegible]

かけて、この著者を考定するかければ、まちがいなくあるべきだ。

一人黙して考えることひさしく、此病ひも合早の上うめるまで眼やうび目鏡さしいこんこうのフレンドシップの表現で、紹介の目的の人々を斯くあるべきである、自分合早稲田中学の校友会の初めて出席するに際し、早稲田大学の校歌の中の一節の意味と時の感じとを大いに異なる所のある、不滅の理想の人々の頭を落ち真黒であるが、成るべく早大を四十年を経て居るうち、えんを廿五年である、二十才のころの早大を卒業したとても本科を二十年あるうち白髪も多い神だのそんを引いて十六七才で早中を出た人が廿五年

四十年を経て居るうちに、うでもあるうち頭と黒白の表異のあるのを無理とする、或る人々は早大と早中を除くと早稲田の死の元本とと云ふ、或る者は成るべくそうであるが、自分は家今家と云ふても差支えないようと思ふ、高田君を式病の流行中の十五年後に出来た中学の間も云ふ世の名称を惜しむ、早大の前身東京専門学校と称する時の制度を受けて躍進することのようとと胸中の秘を洩されたその自分の考と似たことを思ひ出すのである、全体本家と云ふものは其の本と云ふよりは分家も七一家上

のものもあるべきこゝなる四のめることゝ早稲の大
なるこ騒動と紀ろに時のるのもあるどうも教心
現に困つた分家の主人を巡て其の衛中合の
枝去不沼又を早中の枝去を亂めさもし早大
の枝去と巡てさるを得るこゝろに、こゝ則ち今
家の主人を宮家の一こ巡てお絵人とさし
めに枝るものもあるこゝ主人のゝ主の米に成る協
子幹るまもも早木本家こ教巳紀を助け
さるを得るこゝろに巳のもあるこゝしてそれの今よ
り四年前、乃ち分家うサ一年の時もある
ことを思ふを分家も偉しあるとこゝ枝去
あ、ち年、皇廿五年の分家の一る早中

こゝ新し是等を変こ祝福ひさを得ぬ、思こ
三十年四十年と年を思ふ めこる連めを又ち
す命を制用するものあるひあるこゝ

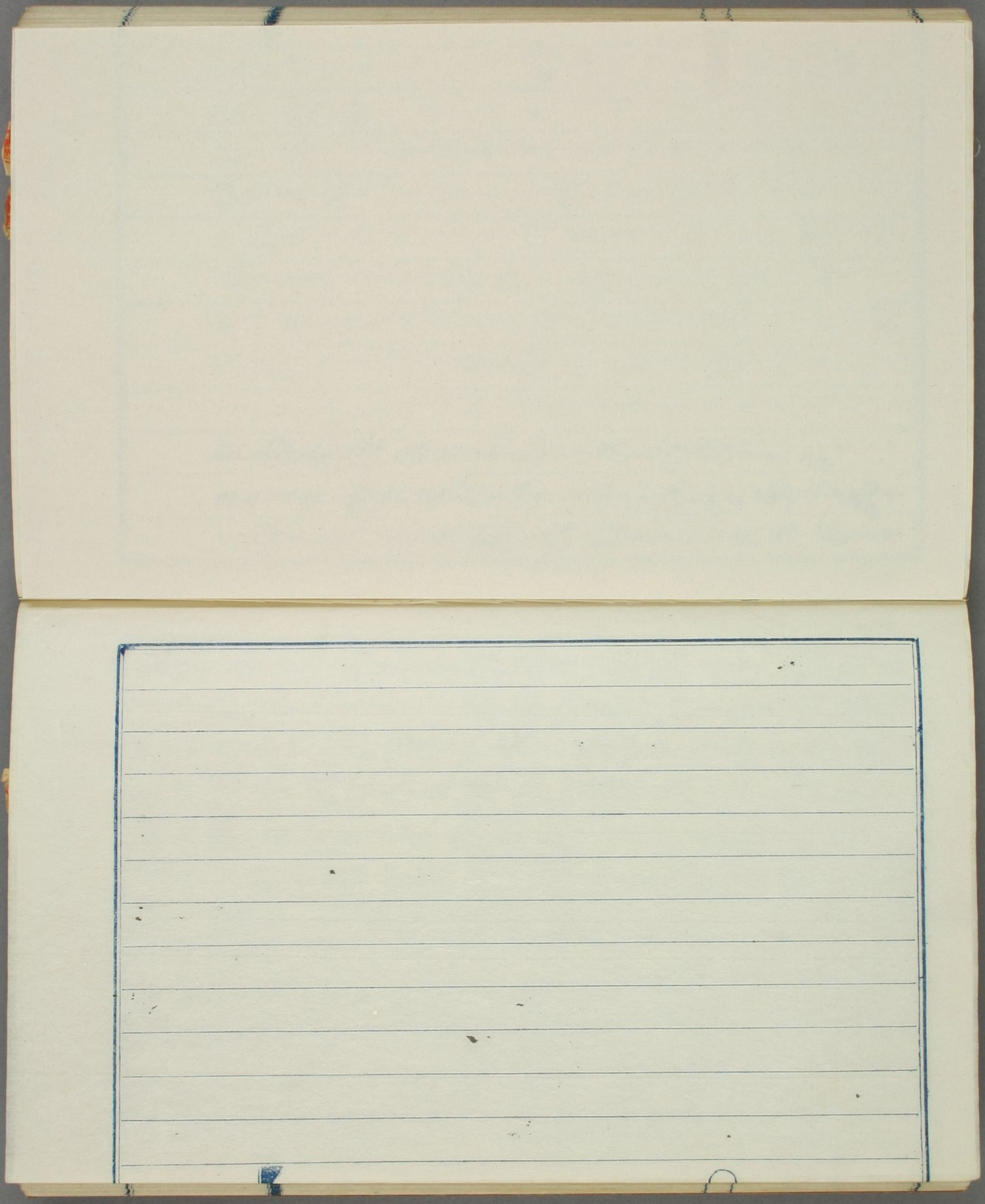

○五月十日話せし上野の帝国美術院の絵画展覧会を観んとて午後五時出発し観日本画の内二三を挙ぐれば過ぎし頃特選に入りし福田平八郎の新作の鯉魚を観るに活潑の生気を物語り殊に鱗の光沢の美しさ、翠雲の南船北馬と題する大方幅二、評判なれど一向に感服せず、松村拙月の秋容と題する幅も格別の心ちせざりしも浦田芝の一作、浦の弥庄船（萬谷新聞）鯉魚と共に特選に入りたるものゝ出品の考決して芸心なしやとも書とも拙劣なるものゝ、仮し表装の新奇なるは価値なん歟、日と

絶きる事の出来ぬの駄心よりも断くまひ捕つて物と称賛もしめらる沖縄新聞を印して今思のあるを記せり、（写真の中央の松樹の素、熊谷美彦の抱えたる芭蕉の風景（フルビエー）金山平三の黄昏時在世也、日本画も漸やく洋式に則り今を混沌の域に在りて彩色も最付うさるものなし、（略）沼動もしめ見たる所を得さる歟

（十月二日記）

附記 別し新聞紙を観るに、こゝに記すべきの

○輸出複製絵画の印刷中の

戦争世六弘画 梅原龍三郎

書の研究、これを岩崎文書といひやや複雑なる
東台湖八の寺に始まり海外に出でたるもの
しなる事実即此事也 而して今これを一覧して複
雑を極めたるも偽入両側を遷ること年数を
漸次複雑を果したるものなり、馬琴の移転
さんざん、二種異色のものなり内容修正
馬琴の本稿に係る、寛政十二年六月移転する
萬屋ならし出版たんとしたる紙の上の自筆
記事をもつて書き、終に上梓こるもそもそも
流優を以て同人に擬せられ彫を買ふこと
とを出版し御出版の悔りなるに困ることを
る、馬琴の未刊なる大抵其の名称なるべし

ものこれ以前に知られざる事也、複雑本はコロタイプ
版を以て出来たる、原本は海老屋紙を所有する
ものこれ以前に使用したる上等紙を所しなり
（十月二日記事）

○大隈侯爵邸の文的懇談会侯の座
談録を掲ること能はざる二回続きの侯と私
との談話を以て代用せんとす二回の
計り龍門の侯と云ふ題目を設ける
少なる侯の意を述べして書物にすること
一切万経験し此の題目をもつて擬す、偶
先の今日の二月の紙生涯の経験事柄の
つき行き極光の結果をなすべき改良なるべき

あるところ項を改めて此事を記すべし（今度は
「日本書紀」の大阪に於て無行を誠めんとして
て学ぶべセント、聖徳太子の此の太子の
不動明王に祝を乞い一面を難しと云く、聖
徳太子時代いまだ不動明王の
めさんは婦人の面目に関すと、之を改
王を立派の真言を言うて後のもの
云、其前に云う言葉なり
（十一月四日記）

○今度八一が自ら集めし各地の学強会の紀念
物を図して掲ぐる則ち左の如く収むる所の形を
さるもの、皆生強其ら
なる時を総合いくらかの変化を
隠然其の形を存するものあり而して各地方
と別るるものあるとなるも極言すれば別に八幡天満
宮山王などあるも、而して皆祖の使と称し、日枝神
社の猿の形に八幡の使と称し、天満宮の牛
といろいろの動物を潜基風の解釈あり他に牛庚
などの動物を斯る形式を多く作りあるべきもの
要するに皆強義の遺物と見るべきものも
而して今日の如き神社の基礎を
不ならしめたる其の残るを思うべきなり、北斗
信ずる思ひて強義なるを大和民族以前の古き
日本の神社なるべし大和民族を和
強義を実行義を実行義とのもの

コレ等ノ図ハ會津八一ガ記憶シ居リテ自ラ描キシトマヽナリ

愛媛文庫

大和民族ハ国を建てゝ以来幾千年の歴史を保有し
居るものにして吾々大和民族ハ此国を征服し
たるものなり

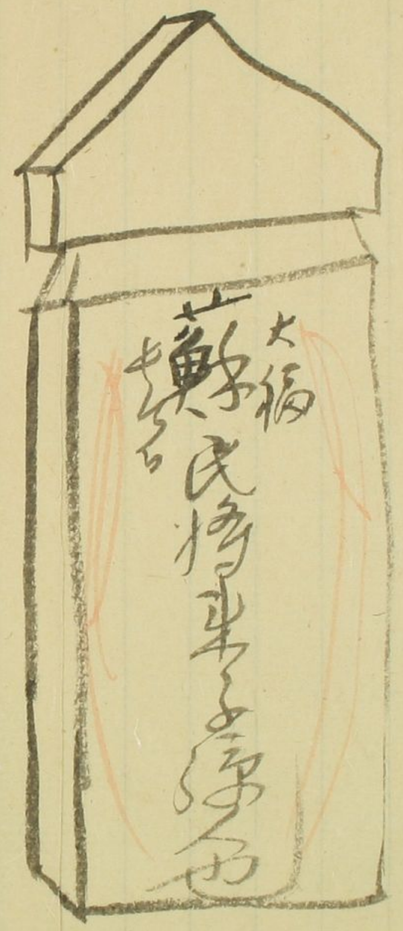

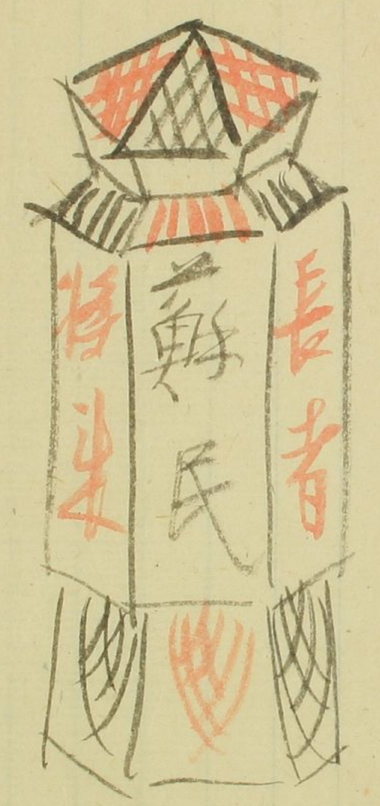

亀井戸
加藤
同
山形縣
無野
東
鴻
民
み
ん
な

伊吹ヶ山

壱

七難則滅

七福則生

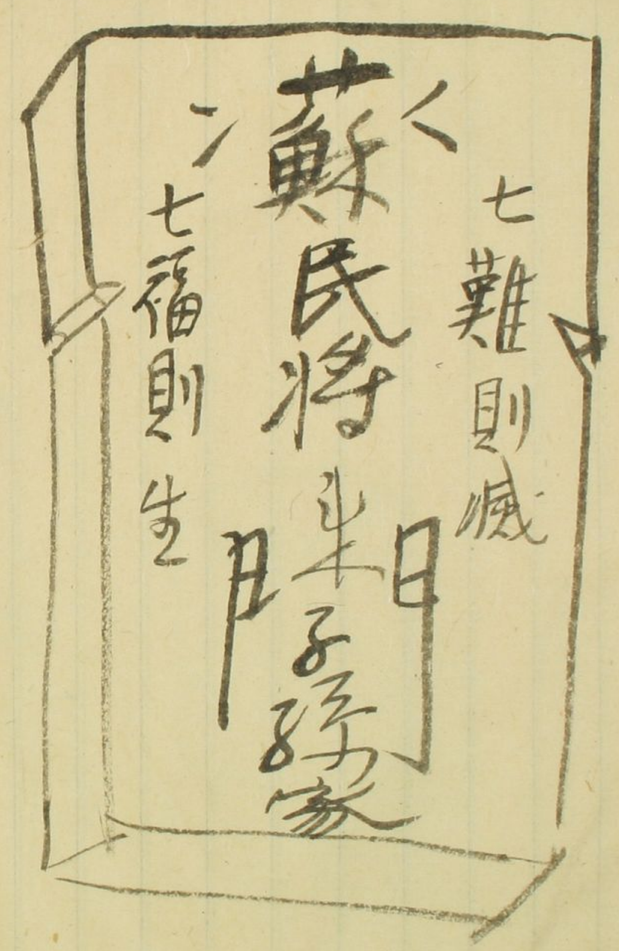

壱

急々如律令

くまもと
うそ
太宰府
天満宮
うそ

即ち被仰所者の字義に従順なるの意なり、天満宮に菅弦毎の流を汲む所以を知るべし

菅弦毎の神社の範囲に菅神を祭り給日なり

とても大きこう、菅神と菅弦の意義あるべきなり、

菅菅弦の神社と菅弦の字生じたるもの

十一月廿日録

日吉神社

猪

ぶり

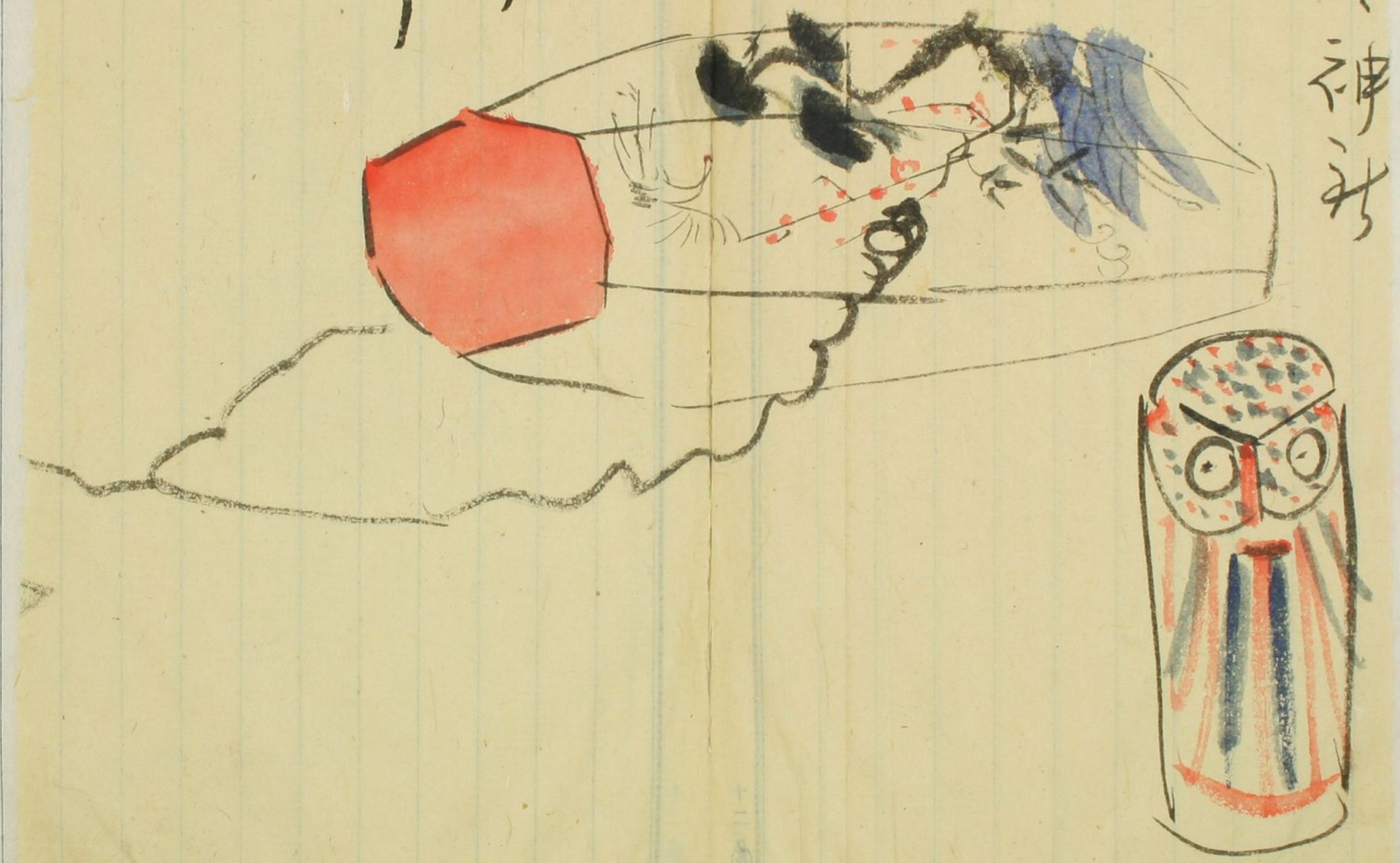

四方無野
飛ぶ
天里大の割

無野
割の
大里一の
知らぬ
もの

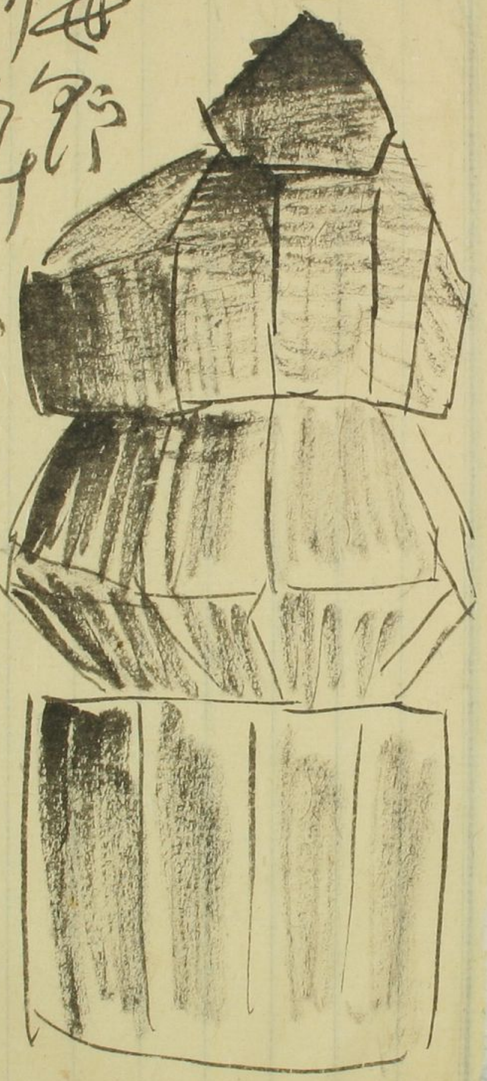

無野に高大内の雄
夏無のもつり
鷲の
ポッポ
トラ
鳩

明治廿五年二月八日（第三種郵便物認可）
東京日日新聞第二號外
大正十年十一月四日（金曜日）

首相絶命に瀕す

犯人は小僧體の鮮人で逮捕さる

原首相は京都の政友關西大會に列する爲め午後七時二十五分發の急行列車にて西下せんとし發車時刻間際に改札口に出でんとし三等待合室の掲示板前に差蒐るや突如小僧體のもの現はれ矢庭に隱し持ちたる短刀を振りかざし左胸部を抉つた血に染つた首相は直ちに驛長室に擔ぎ込まれ大卓子の上に横へ治療を加へたが何分急所の事とて出血甚しく殆んど瀕死絶望の狀態に陷つた犯人は現場に於て就縛嚴重取調中である猶犯人は身に紺絣りを着た朝鮮人らしき二十歳位の男である更に首相護衛の綱島日比谷署高等刑事は兇漢を捕へんとした一刹那手首を刺された

編輯兼發行印刷人　小野賢人
東京市麹町區有楽町一丁目二番地
株式會社大阪毎日新聞社東京支店
東京日日新聞發行所

あべきも也、彼れ死後に於ても絶まず、政治家を以て終始せんことを望し遺言を残り（写きるべきこと）
彼れの死後政治家にあらざる一端を見るべし、東洋
の二大政論家大人物をして完全せしめざるな
き、歴史上、之れ如くに拙しと雖も偉業（しかり）
為うべき所の義務の文章と期せんことを亦
り、不撓不屈の人、初志を抱くに世の常とは異なり、北の
初志を抱く底の人、尤も難き人物也、若し
之時流を倦し、面の一面のみを見て疑すること
（彼れの如き）言思此華国にして獨り獨りの
他人と異なるを以て、原由点此等の傑物なること又
論ずべき、其容易に物を時務

十二

する世論に深く答めざるべし

五の記

○胃腸：羅ゴ氏の坂口博士の急報を得て今朝倉皇庁に
：見る所、忠きうま吐義ちう宮朝院と一次、吐物物に
あるとそんば黄液にて血液を混せず、而も其の吐
物の腐臭の鼻を衝くものの如きを利する能はず五拳
余の物あるを二三言を要するや吐き前こ比べ
バ多量に、所謂黄液剤のごとし（乃ち黄液の
（前日）美）まり吟し吐物を捨して患部ならし出て
るものあるを断じ、病人も余も初めて心を安んず
五拳目、う移て腐を破裂せしと少きを知れば

えんさんと氣を揚げ、最早死物同様となりて悔
國を思ひ主を忘れたるものあるべし、今日を過ぎ
ては二の五岳家に帰り、共に仁愛の常
道を見て行えと言ひ終る頃、同船者の時刻を
聞き、疫癘を感じ、ものいふと、此数末の吐
共数三十九人の熱を出し、苦しみ、此数末の吐
と原因伝播あるべきの如く、うんうん前の度方に悔
紀因なりと言ひ、のみ、金五岳に帰り、今
後病人らしくあらざりしと言ひて笑ひ、金医師の
と前言を吐き、吐を敢て言ひ、屢々船
〳〵吐く時を或を患部を彼の重ち、こん渡
言ひ、の船と日共の船病を注射を施し

ます、金喫煙する人と注意す
五岳自義として拒絶し山北漢史を高
十数首を取つて示し、又の文の中高等拒を巻
冊に裝潢せしめ、よりて出し示し、先づ病を
忘れしめし、看護婦のこと、一切絶対禁を言
すること伝船のうちに及び、一先づ解
してこうべる看護婦を思献去あり、一通り祝を述
と後はうば、帰り静養を勧め、今次しる
八枚あり、ことあり、すでにすること漸やく死物の
つきとなる衰弱の時は甚だかハりとなる微し薬物の
なるとの事、五月帰国後、一旦の後集旅亭に書一
物を渡すとなる、遂に最後決別の宴を

○原田村に新たに刺客の来住を望けば仲居慎太郎の無理なる慎ちゃを土佐に帰し隠士となる勿れ云々其の勝ちを貴ぶ為なるべし、其の面白に拘れば或は世間に対する面倒の風説を生ずるの恐れあり、湯殿の風説を聞くに一国の人心動揺、全体湯殿を取り立てる為に絶対的の数を揃ち得ざる所以なれば湯殿の私曲、暴虐なる事の卒なる公道の前解する事能はざるなり、之れを捨て新たに手続を為す、実際の己う身上に及ぶを自覚

自滅とやいえん、暗殺を慎まざるに政治家の私曲を悪まざる解り難し、都合の悪を殺して殺しなるものと此羅しあるを殺しなるものを信ず、公平を謝くと云ふべし

六月又記

○当日を終えて書を読む、金の一分弱にて文林海談稿を数冊を買ふ、早大出版部の二冊に印刷することなく、毎の元板を写す、其果たして数ちゃのいぬき差平を降きなれど、何の折りの用ふるとこころ不明なることなり

十月八日記

藝苑

一夕話

—(23)—

奉城學人

□大庭松齋

（上）首は忽ち盛の上

維新の亂治まつてから會津が頗る敵の罪を得た。而も其中に唯一人長く入獄してゐたが勤王を以て赦されたものがある。それは通稱を紫平と言ふた大庭松齋、其人であつた。維新後、會津藩士は賊に幸福を[illegible]である。そこで一番は實に幸福を[illegible]藩悉く賊名を負ふたのに獨り之を免れたのは羨ましい」と言つたそうだ。會津は德川氏の親藩であるから維新の職ひに朝廷に敵したのも勢ひの止むを得ぬ所であつたが其間に松齋は卓然として大義云つて元來藩に屬した亂暴壯士とを唱へ、京都に赴いて志士に交ぜて、越後へ來て頻りに富豪や名門でない際を見て、松齋は秋水一閃、腰なる刀を拔いたと思ふと、平彌の首は忽ちコロリと壁に落ちた。血は滾々として四邊を染めるといふ驚き。

其時傍らに在つた平彌の同士も此豪膽なる舉動を意外の間に見たり、勤王の爲めに狂奔し曾ては足がましい事をやり、富豪や名門でない際を見て、松齋は秋水一閃、腰なる刀を拔いたと思ふと、平彌の首は忽ちコロリと壁に落ちた。

利十三代の木像が飾つてある寺院に其の十三個の木像の首を刎ねて之を一條の橋の上に梟し、此者共は朝廷を蔑し奉つた不忠不臣の奴だといふことを書いて、暗に德川氏の横暴を諷した。

彼れが禁錮に處されたのは、即ち是等の行動が幕府の耳に入つたからで、之れが爲めに信州上田藩單身其酒樓に出かけ是非とも急に面談したいと申込んで刺を通ずると言ひ度して其の場を去つた。

此話は越後に於ける出來事だから鄉國の故老は今尚は其沈毅の勇を賞讃して居るものもあるが、松齋は詩を善くし又書を善くした。書は最も草體が得意で、書家として一寸立てる位である。自分も七律を書いた一幅を藏するが實に風も面白く當時の志士中には之程能書家はあるまいと思ふ。

藝苑

一夕話

—(24)—

奉城學人

□大庭松齋

（下）感らざる告白

水戸で兇暴の武士を斬つて其沈勇を示した松齋は其後法官となつて新潟に來り、新潟から函館に轉じ同地で終つたと聞いてゐるが、彼れ初め勤王を唱へて幕府の忌諱に觸れ、囹圄に繫がれた時も在獄の囚人に挨拶して、自分は新入生で獄中の事は何も知らぬ、萬端宜しくと輒んだ簡單なる一語にも、何となく凄味があつて宛ら博徒の大親分でも來たかの如く冒す可らざる威風があつたので、多くの惡漢共も彼の下に大に屈服してゐたと傳へられる。

卯し流石の豪傑も生死の瀬戸際には自然の人情で、心を動かさぬ譯にも行かなかつたと見え、或夜牢屋の役人が來て、改まつて沐浴を勸めた。浴し終ると平生には見られぬ酒肴まで與へるので、偖は「愈々明日は斬罪か」と其時ばかりは一種形容の出來ぬ恐怖が五體に戦々と襲ふたそうだ。然るに此像感は幸に中らず、却つて逆に刑を赦され、其翌日晴天白日の身となる前提であつたのである。之は彼れ自らが函館の友人に過去の追憶談として曾て話したことだといふが、所謂偽らざる告白で、徒に豪語を以て快とするものとは固より選を異にしてゐる。

更に阪口五峰君の話に據ると、松齋が新潟裁判所に法官として在任中、風月吟社といふ詩社を作つたが、同志は五六人か七八人であつた。其頃五峰君はまだ中滿原の目村に居た青年時代だが、同君は佐渡の丸山南隣と共に此社の客員たる位置に在つた。物の安かつた頃には月に一度行形亭で風月吟社の詩會をやるのに、會費一人二十五錢であつたと云ふ。吟社の周旋役としては小林二郎氏や古山文[illegible]などであつたと記憶するが、松齋の風采は短小にして精悍、黑髯長く垂れて頗る威嚴も具へてゐたが常に酒を好んで快活に人に接した。晩年大に主角は取れたが併し何處か氣節を存してゐたといふことである。

處が五峰君の家で何か村に關する訴訟事件の行懸りで、父君が法廷へ証人に呼ばれたことがあつた常時は証人でも代人を許した頃で五峰君が父に代つて出て見ると、常に大いに詩酒徵逐してゐる松齋が偶然係りであつた。だが其時の彼れは役柄として常には嚴つてなか〳〵嚴然たるものであつたさ。

藝苑

一夕話

—(22)—

春城學人

□河井繼之助

彼れを戒めた一文

長岡藩の河井蒼龍窟に就ては、自分よりも鄕國の人がよく知つて居て、細大となく世に現はれてはゐるが、玆に一つ越後人と雖も或は知りまいと思はれる事實がある。それは河井が熊本に遊んで當時同地の學者として又政治家として知られた山田方谷を訪ねたとて、之に就ては用意專ふべき話がある。

河井は其頃、多分方谷の家に門人として暫く足を其塾に止めて居たものらしい。斯くして方谷の黨に擢つたものか、其邊殆と不明であるが、方谷が愈々此事を手離す時、書末に長い文章を書いて居るので、幸に其文史は「稗史論存」といふ書中に收せられて殘つてゐる。

方谷は一片の學者のみでなく、頗る奇骨ある政治家で河井が私淑するに足る人格者であつたのと、方谷も亦河井と同學派の陽明學者であつたからである。自分が斯く解釋するのは單に推測のみでなく、有力なる典據とすべき一の事實が書殘されてある爲めで、自分の說も卽ちそれに伴つて居る。方谷は愛て王陽明の全集を秘藏してゐたが、元來此書は今日こそ格別珍とするに足らぬが其頃に在つては大部の書だから容易に手に入るものではなかつた。河井は在塾當時屢々之を見て、方谷から此書に就て敎へも受けたし、又借覽もし研究もして大に益を受けたのであるが遂には之を讓り受けたくて耐まらない。

そこで頻りに方谷に請ふと、最初は大切の書であるから容易に應ずる氣色もなかつたが、切なる懇望に動かされて結局讓渡することになり、金四兩に代へて之を河井に讓つたのである。其全集は今何種の翻譯を具へた人だと首肯かれる。王陽明を學ぶことは危ないものだ、別して河井の性格に照して之を學ぶは危險だと彼の爲人を消破したのは洵に偉い。實際此派の學者といふと兎角陽明の爲す所に倣つて却つて失敗する例が多く、主なる例としては前に大鹽平八郎あり、後に河井ありと謂つてよいであらう。

それを讀むと先づ王陽明の經歷などを叙し、次に國難に當つて努力した事蹟を語つて、其終りに河井が來て切に望むので遂に此書を金四兩に代へた。自分は此書を愛惜に耐ぬが四兩は家の修繕に必要な金であるから讓つたと赤裸々に事情を述べて、さて其次に河井に對して懇々と戒めた所が最も注意を表する。

曰く、河井に戒めるが此王陽明全集は之を善用せば大に可。之を惡用すれば甚だ不可で或は其身に災を招かう。河井が來てから半歲になるが、熟ら彼を見ると其の志しは頗る經濟に在つて口を開けば必ず事功を言ひ、頗る功を好むの氣がある。故に此書を手に入れて、或は利を求むるに急なる爲め不測の厄に遭ひまいかを慮れる。流石に方谷は一種の眼識を具へた人だと首肯かれる。王陽明を學ぶことは危ないものだ、別して河井の性格に照して之を學ぶは危險だと彼の爲人を消破したのは洵に偉い。實際此派の學者といふと兎角陽明の爲す所に倣つて却つて失敗する例が多く、

用ヒ適用斯可矣。又知以爲惡雖。如明末間王學者流也。

山陽、方谷共に期せずして王陽明學者たる其友人の前途に不安を有つたのも亦一奇とすべきではないか。

河井の行動に就ては是非双方の觀察もあらう。が其身を全うし能はざりし點に於て方谷の所謂事功を急ぎ過ぎた結果とは言はれまいか。卽ち陽明全集が彼をして僅からしめたと共に又其末路を慘憺たる色で包ませたものであるとも見られぬではなからう。自分は若し其河井秘藏の王陽明全集が幸ひに何人かの手に依つて保存されて居ることなら、願はくば一度それを見たいと希望して止まぬ。

吾友鹽士起亨主學。吾未嘗與論學。富以此學函丈必不離口也。

大鹽平八郎の爲めに「傳習錄」の後に文章を書いた。例の天保の亂の起る事前に書いたものだが、それが偶方谷程痛切な辭句ではないが卽ち

友人

處が之に似た話は頼山陽も亦曾て

以下全て

白　紙